

平成 31 年度
都 市 局 関 係 予 算 概 要

平成 31 年 1 月
国 土 交 通 省 都 市 局

目 次

● 平成 31 年度 都市局関係予算 総括表 1

● 平成 31 年度 都市局関係予算 主な新規・改正事項

I. 防災対策を充実し、安全・安心なまちづくりを進めます。

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1. 地震や豪雨からの復旧・復興を加速化します。..... | 5 |
| 2. 盛土の崩落や宅地の液状化への対策を強化します。..... | 6 |

II. 官民データや新技術を活用した「スマートシティ」を推進します。

- | | |
|---|---|
| 3. 都市の課題を解決する「スマート」なまちづくりを支援します。..... | 7 |
| 4. 数値の羅列からリアルな理解へ、都市データの「見える化」を進めます。..... | 8 |

III. コンパクトシティの推進など、都市の課題に即したまちづくりを進めます。

- | | |
|--|----|
| 5. 「体育施設」を核として、まちなかを盛り上げる取組を支援します。..... | 9 |
| 6. 「身の丈再開発」による保留床の活用方策の検討を支援します。..... | 10 |
| 7. 「行きたくなる、歩きたくなる都市空間づくり」を支援します。..... | 11 |
| 8. 民間資金の活用や、国の重要政策に沿ったまちづくりを重点的に支援します。 .. | 12 |
| 9. スタートアップ・イノベーションの拠点など、ビジネス環境の整備を進めます。 | 13 |
| 10. 重要インフラの整備により都市の国際競争力を強化します。 | 14 |

IV. 公園や景観を活かした、緑の魅力があふれる都市空間をつくります。

- | | |
|--|----|
| 11. 庭園を広域的にネットワーク化し、「庭園を巡る魅力」に磨きをかけます。 ... | 15 |
| 12. 都市公園を、再編や集約化により「バージョンアップ」します。 | 16 |
| 13. 安全・安心な都市公園を、長く大切に使います。 | 17 |
| 14. 「プロジェクト・マッピング」などによる、まちの活性化を進めます。 | 18 |
| 15. 「暑い夏」を冷やすため、ミスト付きの緑化施設の設置を進めます。 | 19 |
| 16. 震災の記憶や歴史・文化を継承する公園を整備します。 | 20 |

V. 都市分野の海外展開を進めます。

- | | |
|--|----|
| 17. 海外案件獲得に重要な、開発計画の策定等への支援を強化します。 ... | 21 |
| 18. 海外日本庭園の修復等により、日本の魅力を広めます。 | 22 |

参考. 快適で魅力ある観光地づくりを応援します。

- | | |
|--|----|
| 19. 外国人観光客の満足度を向上させるまちづくりを支援します。 | 23 |
|--|----|

● 平成 31 年度 都市局関係予算 制度拡充事項 25

● 「したいこと」別 都市局事業一覧 27

●都市局施策集

I. 都市行政の「主な政策ツール」

1. 都市計画制度 ~都市行政の基盤制度~	
①都市計画法の概要	29
②コンパクト・プラス・ネットワークの推進	30
③「都市のスポンジ化」対策	31
2. 都市再生制度 ~区域、テーマを限った都市政策の突破口~	
①都市再生制度の概要	32
②全国の都市再生緊急整備地域等	33
3. 市街地整備 ~まちを更新し、魅力的な都市空間を創出します~	
①土地区画整理事業の概要	34
②市街地再開発事業の概要	35
③土地区画整理事業・市街地再開発事業の沿革	36
4. 街路事業、交通施設整備 ~まちの人・モノの移動を支えます~	
①まちの血行を改善：幹線街路の整備	37
②まちを「ひとつ」に「安全」に：連続立体交差事業、踏切対策	38
③交通結節点整備、街路空間の再構築・利活用	39
④新しい移動のカタチ：都市内公共交通の施設整備	40
5. スマートシティ ~新技術と官民データを駆使して都市の課題を解決します~	41
6. 公園緑地・景観関係事業 ~緑と歴史で、都市の品格をつくります~	
①都市公園の種類と現況	42
②都市公園の整備等	43
③景観・歴史まちづくり	44
7. 官民ボーダーレスの都市空間創造	
①公共空間のオープン活用	45
②民間まちづくり活動の支援	46
③「リノベーションまちづくり」による地域の活性化	47
④都市再生機構によるまちづくり支援	48
8. 安全・安心なまちづくり	
①都市防災対策、災害復旧	49
②盛土の崩落や宅地の液状化の事前対策の推進	50

II. 数字で見る「都市」

・「用途地域」に人口の3/4が居住	52
・地方都市では市街地が拡散し、低密度に	53
・コンパクト・プラス・ネットワークにより生産性を向上	54
・進む建築物ストックの老朽化	55
・追い上げられる「東京」、求められる「総合力」	56
・多様なオフィス空間の創出	57
・土地区画整理事業は「コンパクト」かつ「スピーディ」に	58
・市街地再開発は地域のニーズに応じて用途が変化	59
・公共交通の整備による都市の再生	60
・「都市に潤いを」、ポイントは小規模公園の再生	61
・公園施設（遊具）の老朽化	62
・民間による緑化が公共に匹敵する「都市の緑」を創出	63
・景観・歴史まちづくりによる地域活性化	64
・プロジェクト・マッピングでまちを活性化	65
・地震の度に発生する宅地被害、事前対策の推進が必要	66
・差し迫る巨大地震と津波のリスク	67

●問い合わせ先

68

●平成31年度 都市局関係予算総括表

1. 平成31年度「都市局関係予算」事業費・国費総括表

区分	平成31年度 (A)	
	事業費	国費
国営公園等	33,370	28,711
うち国営公園等整備	8,544	8,544
うち国営公園維持管理	14,972	14,972
都市環境整備 (市街地整備)	126,846	24,271
住宅対策	1,307	709
一般公共事業計	161,523	53,691
災害復旧等	740	405
都市災害復旧事業	234	152
特殊地下壕等対策事業	506	253
行政経費	6,712	2,400
合計	168,975	56,496

(単位：百万円)

前 年 度 (B)		倍 率 (A／B)		備 考
事 業 費	国 費	事業費	国 費	
32,898	28,031	1.01	1.02	1. 本表のほか、国費として、 (1) 社会資本整備総合交付金の全体額 871,341百万円 (うち、臨時・特別の措置34,967百万円) (2) 防災・安全交付金の全体額 1,317,318百万円 (うち、臨時・特別の措置276,731百万円)
8,544	8,544	1.00	1.00	
14,407	14,407	1.04	1.04	
143,204	23,844	0.89	1.02	2. 本表のほか、復興庁計上の国費として、 (1) 東日本大震災復興交付金の全体額 57,346百万円 (2) 福島再生加速化交付金の全体額 89,045百万円 (3) 社会資本整備総合交付金の全体額 122,555百万円 (4) 国営追悼・祈念施設整備事業 2,469百万円 (5) 都市災害復旧事業 722百万円 がある。
1,399	700	0.93	1.01	
177,501	52,575	0.91	1.02	3. 都市環境整備のうち、臨時・特別の措置として、 事業費 300百万円、国費 100百万円 を含む。
731	400	1.01	1.01	
231	150	1.01	1.01	
500	250	1.01	1.01	
6,960	2,389	0.96	1.00	
185,192	55,364	0.91	1.02	

2. 平成31年度「都市開発資金貸付金」予算総括表

(単位：百万円)

区分	平成31年度 (A)		前年度 (B)		倍率 (A／B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市開発資金貸付金	6,533	6,054	8,698	7,338	0.75	0.83
○都市環境整備（市街地整備）	6,433	6,004	7,638	6,808	0.84	0.88
用地先行取得資金融資	1,135	1,135	1,042	1,042	1.09	1.09
賑わい増進事業資金融資	40	20	40	20	1.00	1.00
市街地再開発事業等資金融資	818	409	1,620	810	0.50	0.50
うち都市局	200	100	900	450	0.22	0.22
うち住宅局	618	309	720	360	0.86	0.86
都市再生機構事業資金融資	256	256	256	256	1.00	1.00
民間都市開発推進資金融資	4,184	4,184	4,680	4,680	0.89	0.89
○住宅対策						
土地区画整理事業資金融資	100	50	1,060	530	0.09	0.09
(参考：局別内訳)						
都市局	5,915	5,745	7,978	6,978	0.74	0.82
住宅局	618	309	720	360	0.86	0.86

3. 平成31年度「行政経費」予算主要事項

(単位：百万円)

区分	平成31年度 (A)		前年度 (B)		倍率 (A／B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
都市局関係行政経費	6,712	2,400	6,960	2,389	0.96	1.00
<主要事項>						
○都市・地域づくり推進費						
スマートシティ実証調査	112	112	40	40	2.80	2.80
官民データ利活用推進調査	43	43	0	0	皆増	皆増
庭園間交流連携促進調査	28	28	0	0	皆増	皆増
国際競争力強化・シティセールス支援事業	3,324	512	3,260	482	1.02	1.06
コンパクトシティ形成支援事業	980	490	939	470	1.04	1.04
民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	186	104	180	105	1.03	0.99
環境共生型都市開発の海外展開に向けた調査	173	173	183	183	0.94	0.94
海外における日本庭園の保全再生方策検討調査	41	41	40	40	1.02	1.02
北京国際園芸博覧会出展調査	10	10	10	10	1.02	1.02
○地球温暖化防止等対策費						
都市緑化による暑熱対策推進のための実証調査	29	29	21	21	1.38	1.38
○景観形成推進費						
屋外広告物活用促進検討調査	10	10	0	0	皆増	皆増
○住宅・市街地防災対策費						
都市の防犯性確保に向けた検討調査	10	10	0	0	皆増	皆増
都市安全確保促進事業	202	96	231	101	0.87	0.95

●平成 31 年度 都市局関係予算 主な新規・改正事項

I. 防災対策を充実し、安全・安心なまちづくりを進めます。

1

地震や豪雨からの復旧・復興を加速化します。

都市災害復旧事業 補 助 1.5 億円(1.01 倍)

宅地耐震化推進事業、都市防災総合推進事業 防安交 13,173 億円の内数

地震、豪雨などの大規模災害による被災地の実情に応じた制度の見直し・拡充を行い、迅速な災害復旧や復興まちづくりを支援します。

平成 30 年 9 月 北海道胆振東部地震



土砂による被災状況
(北海道厚真町)

被災地のニーズ

- 堆積土砂の排除
- 復興まちづくり計画の策定
- 被災宅地の復旧・耐震化

宅地耐震化推進事業（防災・安全交付金）の拡充

早期復興に向けて宅地の復旧を強力に支援

- 北海道胆振東部地震により被災した宅地の復旧・耐震化については、国費率を 1/2 に嵩上げ

[H30 補正で措置]

平成 30 年 7 月豪雨



がれき・土砂による被災状況
(広島県呉市)

被災地のニーズ

- 堆積土砂の排除
- 復興まちづくり計画の策定
- 避難地、避難施設等の整備

堆積土砂排除事業の見直し

がれき・土砂を一括撤去する新たなスキームを構築し、恒久制度化

- 平成 30 年 7 月豪雨において、環境省と連携し、宅地に堆積したがれきや土砂を一括して撤去できる新たなスキームを構築し、恒久制度化

[H30 年度見直し]

平成 29 年 7 月 九州北部豪雨



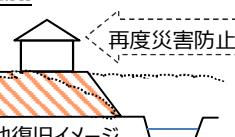
土砂による被災状況
(福岡県朝倉市)

被災地のニーズ

- 堆積土砂の排除
- 住まいの現地再建
- 被災宅地の復旧・耐震化

堆積土砂による嵩上げ

堆積土砂の利活用による宅地復旧イメージ



[H31 当初で措置]

宅地耐震化推進事業（防災・安全交付金）の拡充

大規模土砂災害の被災地の現地再建支援

- 被災宅地における、堆積土砂による嵩上げ復旧を支援対象に追加

平成 28 年 4 月 熊本地震



地震による被災状況
(熊本県益城町)

被災地のニーズ

- 被災宅地の復旧・耐震化
- 避難地、避難路等の整備
- 地域交流施設の整備

都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）の拡充

被災市街地復興推進地域の復興の加速化

- 被災市街地復興推進地域に整備する地域交流施設の国費率を 1/2 に嵩上げ

[H30 補正で措置]

- 同地域に整備する避難誘導看板を支援対象に追加し、避難誘導対策を推進

- 熊本地震による被災宅地の復旧・耐震化については、国費率を 1/2 に嵩上げ

[H28 補正で措置]

I. 防災対策を充実し、安全・安心なまちづくりを進めます。

2

盛土の崩落や宅地の液状化への対策を強化します。

都市開発事業調査 調査 9.7 億円(H30 年度 2 次補正)
宅地耐震化推進事業 防安交 13,173 億円の内数

地震などにより盛土の崩落や宅地の液状化が多発したことを踏まえ、宅地の安全性を「見える化」し、事前対策を推進するため、国による「マップの作成」や、地方公共団体による「宅地の安全性調査」を、期間を限って強力に推進します。

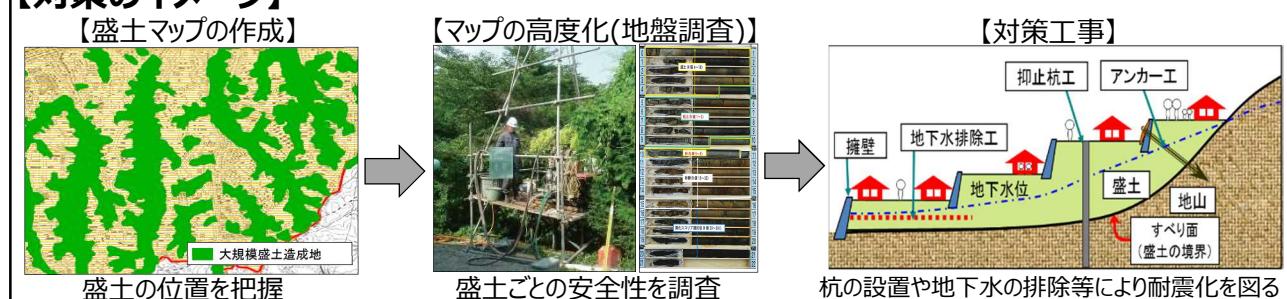
北海道胆振東部地震で発生した宅地の液状化



(北海道札幌市清田区里塚地区)

【対策の流れ】	2019 年度 (H31 年度)	2020 年度	2021 年度～
Step1 盛土・液状化マップの作成 盛土や液状化しやすい宅地がどこにあるか把握する	未作成の市区町村の区域を国で作成 [H30 補正で実施]	国土交通省ハザードマップポータルサイトに掲載し、全国のマップを公表	
Step2 マップの高度化 地盤調査等により宅地ごとの安全性を調査し、危険な宅地を抽出する	宅地耐震化推進事業の拡充により重点的に支援 (拡充内容) [H30 補正で措置、2020 年度まで] ○ 盛土の地盤調査の国費率を <u>1/2 に嵩上げ</u> ○ 液状化マップの高度化の国費率を <u>1/2 に嵩上げ</u> (通常 1/3)	盛土マップの高度化(造成年代調査)を実施していない地方公共団体は、都市局所管事業の重点配分から除外(防災・安全交付金)[2021 年度以降]	
Step3 対策工事の実施 危険な宅地に対して、対策工事を実施する	宅地耐震化推進事業による支援 ○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 マップ公表を行った場合の国費率嵩上げ(1/4⇒1/3)の適用期間を <u>2022 年度まで延長</u> ○ 宅地液状化防止事業	[H31 当初で措置]	

【対策のイメージ】



II. 官民データや新技術を活用した「スマートシティ」を推進します。

3

都市の課題を解決する「スマート」なまちづくりを支援します。

スマートシティ実証調査（スマートシティ・モデルプロジェクト） 調査 1.1 億円(2.80倍)
都市再生整備計画事業 社総交 8,713 億円の内数

AI や IoT 等の新技術や多様なデータを駆使し、都市の課題を解決する「スマートシティ※」を加速化・高度化するため、先端的・革新的な取組を厳選し、モデル事業で集中的に支援します。

また、都市再生整備計画事業において、都市施設と合わせて整備する、実用化された新技術（センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等）の活用が支援対象であることを明確化し、全国のまちづくりのスマート化を支援します。

※都市の抱える諸問題に対して、ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区

先端的・革新的な取組を選定

スマートシティ・モデルプロジェクト

分野横断的に都市の課題を解決する取組をモデル事業として支援
(2019 年春に公募予定)

全国のまちづくりで活用可能

都市再生整備計画事業 (社会資本整備総合交付金)

実用化された新技術が活用可能であることを明確化
都市再生整備計画の記載事項へ位置付け

■スマートシティのイメージ

新技術や多様なデータの利活用

多様なデータ

地図・地形

施設

防災

交通
(人流)

気象

エネルギー

⋮

プラットフォーム

データの
収集
解析
予測

AI・IoT
の活用

スマートな解決策の提供

地域の活性化

移動データに基づく歩行者を中心としたまちづくりや賑わいの創出

健康の増進

アプリでポイント付与や運動メニューを提案するなど、歩きたくなる仕掛けづくり

移動の足の確保

いつでも誰でもどこにでもスマホ一つで快適に移動できる交通システム

災害時の安全確保

位置情報に基づくスムーズ、安全、的確な避難誘導

II. 官民データや新技術を活用した「スマートシティ」を推進します。

4

数値の羅列からリアルな理解へ、 都市データの「見える化」を進めます。

官民データ利活用推進調査 調査 0.4 億円(皆 増)

都市の人口・商業データや、土砂災害・津波などの災害リスク情報を、誰もがリアルに実感し、理解できる「都市構造の見える化」ツールの高度化と普及啓発を進めます。

あわせて、都市計画運用指針で活用を推奨するなどルールを整備し、「ツール」と「ルール」の両面から、「データに基づくまちづくり」を推進します。

ツール

「都市構造見える化」ツールの 高度化・普及啓発

- ・ 人口、災害リスクなどの都市構造の見える化
- ・ 地方公共団体等との意見交換会

ルール

都市計画運用指針の改正

- ・ 立地適正化計画の作成や変更、都市計画審議会の審議などの場で、「都市構造の見える化」ツールの活用を推奨（H30.7）



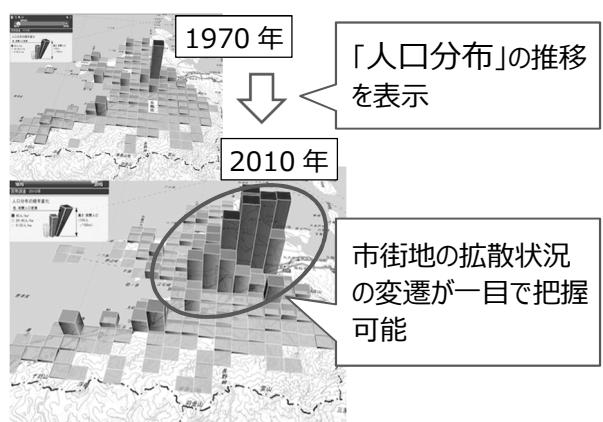
データに基づいたまちづくりの政策判断や住民との合意形成を推進

■「都市構造見える化」ツールの活用例

人口と災害リスクの関係を「見える化」



人口の経年変化を「見える化」



- 安全エリアへの居住誘導策や災害発生時の避難対策等のまちづくり政策に反映

- 今後の都市施設の立地や居住の誘導等の計画策定に反映

※ 都市構造可視化計画ウェブサイト等により作成

III. コンパクトシティの推進など、都市の課題に即したまちづくりを進めます。

5

「体育施設」を核として、 まちなかを盛り上げる取組を支援します。

都市再構築戦略事業 社総交 8,713 億円の内数 等

まちの中心部に整備する「体育施設」を核とした賑わいづくりや、健康まちづくりを支援するため、都市再構築戦略事業等の中心拠点誘導施設に体育施設を追加※し、周辺の賑わいを創出するための施設整備を本事業の対象として重点的に支援します。

※体育施設本体の整備に要する費用については、都市再構築戦略事業の支援対象外（スポーツ振興くじ助成金等を活用できる場合があります。）

■ 拡充内容（都市再構築戦略事業 等）

都市再構築戦略事業等の中心拠点誘導施設に「体育施設」を追加※

※社会教育法第5条第4号に規定する社会教育施設のうち、
社会教育調査規則第3条第13号に規定する体育館、水泳プール、運動場等の体育施設



○都市機能誘導区域
都市のコンパクト化を図るため、
医療、福祉、教育文化等の都市
機能を誘導する区域

○中心拠点区域
都市機能誘導区域内で、駅周
辺等のまちの拠点となる区域

○中心拠点誘導施設
中心拠点区域内に立地を誘導
すべき施設

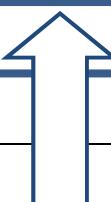
体育施設の周辺（中心拠点区域内）の整備（地域交流センター、駅前広場、歩行者空間等の整備）

に対し、都市再構築戦略事業により、国費率50%で支援

（現行：都市再生整備計画事業により、国費率40%もしくは45%で支援（下表参考））

＜参考：施設整備に対する支援制度の国費率＞

国費率	支援制度
50%	都市再構築戦略事業
45%	国の重要政策に沿った都市再生整備計画事業
40%	都市再生整備計画事業



国費率を
嵩上げして支援

III. コンパクトシティの推進など、都市の課題に即したまちづくりを進めます。

6

「身の丈再開発」による 保留床の活用方策の検討を支援します。

市街地再開発事業（都市再開発支援事業） 社総交 **8,713 億円の内数**

防安交 **13,173 億円の内数**

地方都市を中心に、地域のニーズに応じた規模の「身の丈再開発」が進んでいることを踏まえ、保留床の活用方策の検討に対する支援制度の面積要件を「身の丈サイズ」に緩和します。

■事業概要と拡充内容（都市再開発支援事業）

実施主体：保留床管理法人

※地権者等が一定割合以上出資している法人に限る

支援対象：保留床管理法人が行う、以下の事業コーディネート業務

※支援期間は、施設建築物工事着工前までに限る

○施設詳細設計・計画に関する調整

（テナントミックス案の作成、施設詳細設計・計画に関する施行者との調整 など）

○保留床価格設定に関する調整

（長期収支シミュレーション、保留床価格設定に関する施行者との調整 など）

面積要件：保留床管理法人が賃貸運営する保留床面積

5,000 m²以上→**1,000 m²以上（拡充）**

■身の丈再開発の事例



ダウンサイジング型再開発による中心商店街の再生

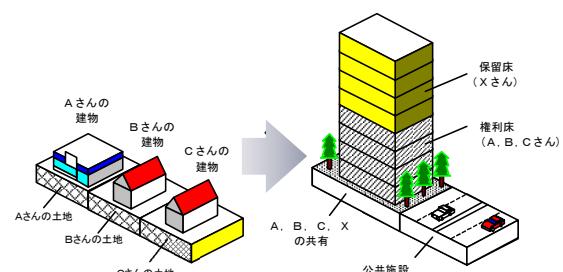


地域に必要な規模の機能整備による中心市街地活性化

■市街地再開発事業の仕組み

○敷地を共同化して高度利用することで、道路などの公共施設用地を生み出す。

○高度利用によって新たに生み出された床（保留床）を売却して、事業費に充てる。



III. コンパクトシティの推進など、都市の課題に即したまちづくりを進めます。

7

「行きたくなる、歩きたくなる都市空間づくり」を支援します。

都市・地域交通戦略推進事業 補助 6.9 億円(1.08倍)

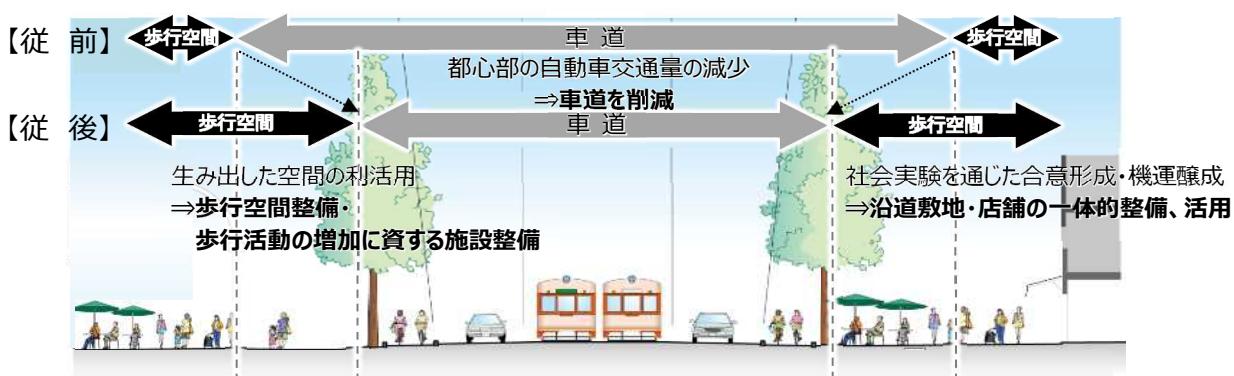
社総交 8,713 億円の内数

行きたくなる、歩きたくなる都市空間をつくるため、都心部等のまちなかにおける「きめ細やかな街路空間づくり」として、地区交通戦略※に基づく官民が連携した社会実験や歩行空間整備などへの支援を拡充します。

※地区交通戦略：「きめ細やかな街路空間づくり」を行うため、客観的・定量的なKPIを定め、国土交通大臣認定を受けた都市・地域総合交通戦略のこと。

■拡充内容（都市・地域交通戦略推進事業）

交付対象事業 (都市・地域総合 交通戦略を策定 した場合)	〔現行〕 ・整備計画の作成 ・公共空間の整備 ・荷捌き駐車施設の整備 ・路面電車・バス等の公共 交通に関する施設の整備 等	拡充
		(国土交通大臣の認定を受けた場合) + ・社会実験の実施 ・歩行空間の整備 ・駐車場の整備 ・街路空間の利活用の増進に資する施設の整備 (植栽、ベンチ、電源設備、給排水設備、パークレット等) を追加
交付対象事業者 (補助金の場合)	〔現行〕 ・法定協議会 ・(独) 都市再生機構	拡充 + ・都市再生推進法人 ・認定地域来訪者等利便増進活動実施団体 を追加



III. コンパクトシティの推進など、都市の課題に即したまちづくりを進めます。

8

民間資金の活用や、国の重要政策に沿ったまちづくりを 重点的に支援します。

都市再生整備計画事業 社総交 8,713 億円の内数

官民が連携した効率的な公共施設の整備や賑わい創出を推進するため、民間の資金やノウハウを積極的に活用する自治体に対するインセンティブ型の支援制度を創設します。

また、コンパクトシティの推進等、国の重要政策に沿ったまちづくりに対し、引き続き、重点的な支援を行います。

■拡充内容（都市再生整備計画事業）

1

民間の資金調達結果に応じ、国費割合を弾力的に変動できる仕組みを構築

<現行> 民間の負担割合にかかわらず、国と自治体の負担割合は一定

(原則) 国：自治体 = 40% : 60%



<拡充> 民間の負担割合が 1 / 3 を超える場合、国費率を最大 5 %嵩上げ

例：民間が 50% 負担する場合 国：自治体 = (40%→) 45% : (60%→) 55%

2

国の重要政策（下表）に合致した都市再生整備計画事業に対する国費率 の嵩上げ特例措置（40%→45%）の延長

立地適正化計画	都市再生緊急 整備地域	歴史的風致維持 向上計画	低炭素 まちづくり計画
2023 年度まで(5年間)		計画の認定・公表： 2020 年度 まで (社会資本整備重点計画の目標年度) 事業着手：計画の認定・公表から 3 年 以内	

III. コンパクトシティの推進など、都市の課題に即したまちづくりを進めます。

9

スタートアップ・イノベーションの拠点など、 ビジネス環境の整備を進めます。

国際競争力強化・シティセールス支援事業 補助 **5.1 億円(1.06倍)の内数 等**

都市の国際競争力の強化を図る上で必要なビジネス環境の充実を図るため、国際競争力強化・シティセールス支援事業の対象地域を都市再生緊急整備地域（中枢中核都市に限る）に拡充するとともに、対象事業に各都市の特性を活かしたスタートアップの創出・定着を図る施設を追加します。

■拡充内容（国際競争力強化・シティセールス支援事業）

対象地域	特定都市再生緊急整備地域	+ 拡充	<u>都市再生緊急整備地域</u> <u>(中枢中核都市に限る) を追加</u>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の開催 ・ 地域戦略及び整備計画の作成 ・ シティセールスのための国内外でのプレゼンテーション ・ 公共空間での外国語情報板、案内板の設置等 	+ 拡充	<u>既存施設のリノベーションによる</u> <u>国際交流創造施設^{※1} の整備を追加</u>

■拡充内容（まち再生出資^{※2}）

面積緩和 対象施設 ^{※3}	社会福祉施設、子育て支援施設等	+ 拡充	<u>インキュベーション施設^{※5} を追加</u>
支援 限度額 ^{※4}	公共施設等の整備費	+ 拡充	<u>インキュベーション施設の整備費を加算</u>

※1 自治体や官民協議会等が設置する国際的な活動展開を図るスタートアップ企業等による交流・連携により新規事業の創出を図る施設

※2 (一財)民間都市開発推進機構が優良な民間都市開発事業に対して行う出資による金融支援

※3 地域の生活に必要な都市機能（福祉、子育て支援等）の増進に資する事業は、事業区域面積要件を緩和（2,000 m²→500 m² ※但し、三大都市圏の既成市街地等を除く地域に限る）

※4 支援限度額は、「公共施設等の整備費」「総事業費の50%」「資本の額の50%」のうち、最も少ない額

※5 民間事業者が設置するスタートアップ企業等による交流・連携により新規事業の創出を図る施設

III. コンパクトシティの推進など、都市の課題に即したまちづくりを進めます。

10

重要インフラの整備により都市の国際競争力を強化します。

国際競争拠点都市整備事業 補助 101.9 億円(1.10 倍)

54.5 億円(H30 年度 2 次補正)

我が国の大都市がニューヨークやロンドン等の都市と同様に、国境を越えた経済活動の拠点として国家全体の経済を牽引できるよう、国際水準のビジネス環境の整備や都市の防災性向上等を図る必要があります。

このため、都市機能が集積する中枢拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラの整備や市街地開発事業を重点的かつ集中的に支援します。

■事業概要（国際競争拠点都市整備事業）

公共公益施設整備型

- 道路の新設又は改築
- 鉄道施設の建設又は改良
- バスターミナルの整備
- 鉄道駅周辺施設の整備
- 市街地再開発事業
- 土地区画整理事業
- BRT の整備



対象地域：特定都市再生緊急整備地域
対象者：地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会
補助率：原則 1/2、再開発 1/3

流通業務拠点整備型

(国際競争流通業務拠点整備事業)

- 大規模流通業務施設等の整備

対象地域：特定都市再生緊急整備地域を核とする国際港湾周辺

対象者：民間事業者等

補助率：直接補助 1/2、間接補助 1/3

BCD 整備型

(国際競争業務継続拠点整備事業)

- エネルギー導管等の整備

対象地域：特定都市再生緊急整備地域

対象者：地方公共団体、都市再生機構、法定協議会、民間事業者等

補助率：計画策定 1/2、導管等整備 2/5

民間投資の誘発・国際的な人材の誘致

国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成

IV. 公園や景観を活かした、緑の魅力があふれる都市空間をつくります。

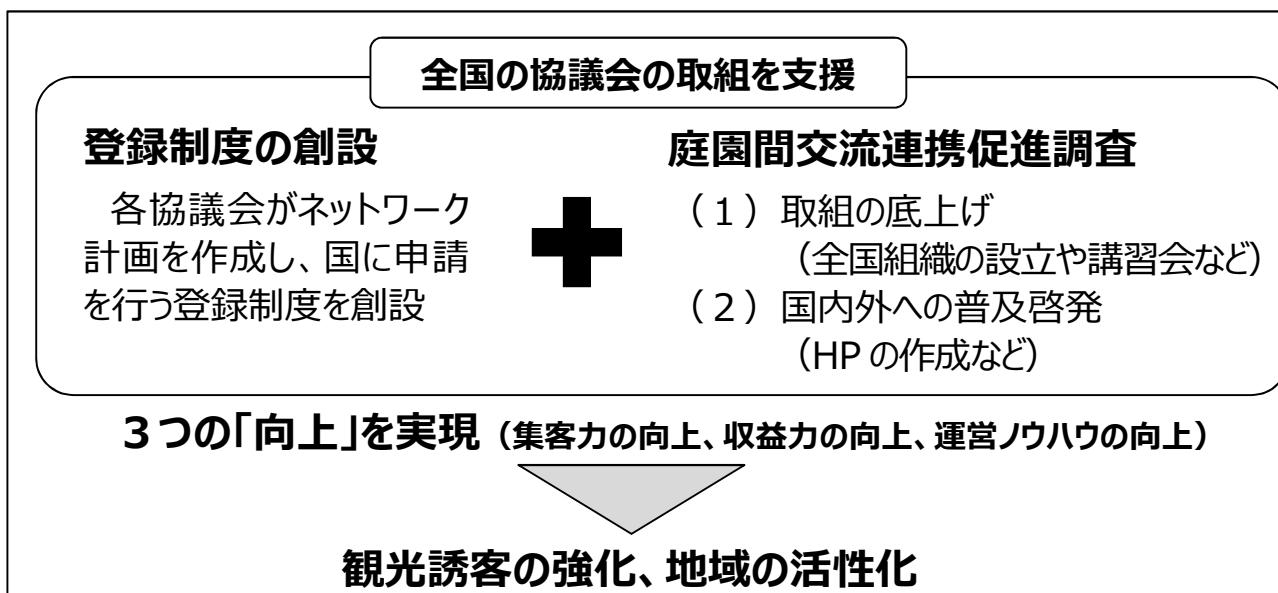
11

庭園を広域的にネットワーク化し、 「庭園を巡る魅力」に磨きをかけます。

庭園間交流連携促進調査 調査 0.3 億円(皆 増)

各地の庭園等を広域的にネットワーク化する「花めぐり・庭めぐり（ガーデンツーリズム）」による観光誘客の強化など地域の活性化を図るために、各地の複数の庭園の広域的ネットワークの登録制度（仮称：ガーデンツーリズム登録制度）を創設するとともに、国内外へのPRなどにより各地のネットワーク協議会の取組を支援します。

■事業概要（花めぐり・庭めぐり…ガーデンツーリズム）



■先進事例（北海道ガーデン街道）

共同 PR や共通チケットの販売などの取組により、来訪者が大幅増



(実施前)
2009 年 約 35 万人

(実施後)
2015 年 約 55 万人

» 20 万人増
(約 60% 増)

IV. 公園や景観を活かした、緑の魅力があふれる都市空間をつくります。

12 都市公園を、再編や集約化により 「バージョンアップ」します。

都市公園・緑地等事業（都市公園ストック再編事業） 社総交 8,713 億円の内数

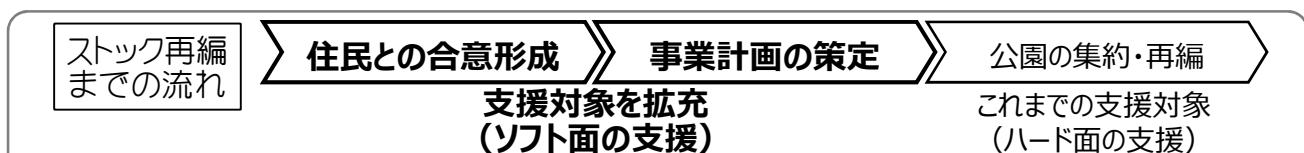
防安交 13,173 億円の内数

都市公園を再編・集約化し、維持管理の効率化や、跡地への保育所設置など、地域ニーズに即した「バージョンアップ」を進めるために必要な、住民の合意形成に向けたコーディネートや計画策定、社会実験などの「ソフト面の支援」を強化します。

■拡充内容（都市公園ストック再編事業）

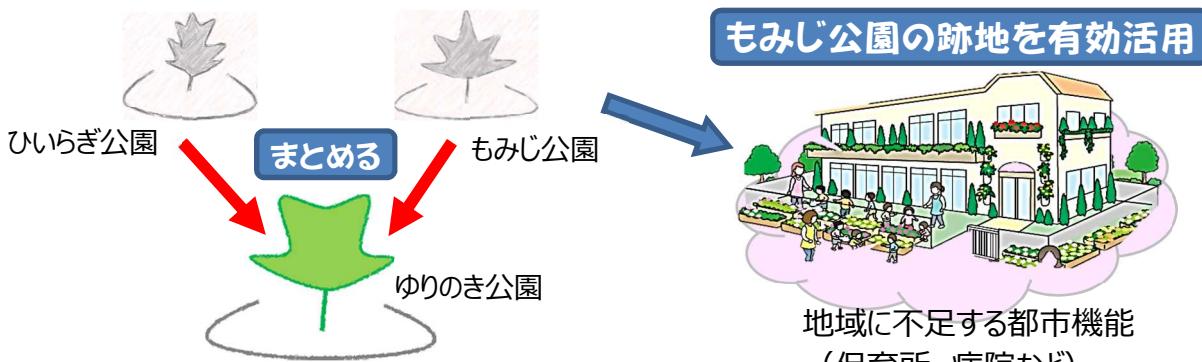
対象事業	都市公園の再編や集約化に必要な ・施設整備 ・用地取得	[拡充] ソフト面の支援 + 例：社会実験などのコーディネート
------	-----------------------------------	------------------------------------

■事業イメージ（都市公園ストック再編事業）



【配置の再編（集約化）】

- 地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



【機能の再編】

- みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



IV. 公園や景観を活かした、緑の魅力があふれる都市空間をつくります。

13

安全・安心な都市公園を、長く大切に使います。

都市公園・緑地等事業

社總交 8,713 億円の内数

(都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 等)

防安交 13,173 億円の内数

誰もが使う公園が安全、快適に利用できるように、都市公園の耐震改修やバリアフリー化を引き続き支援するとともに、豪雨や犯罪への対策に取り組むことで安心な公園づくりを進めます。また、地域に愛される公園が長持ちするよう、長寿命化の取組も推進します。

■拡充・延長内容（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業）

誰もが安全、安心、快適に都市公園を利用できるよう、バリアフリー化の推進のほか、豪雨等の災害や犯罪から公園利用者の安全を確保するための整備を支援します。

本事業は身近な小さな公園の改修等も対象となります。

（都市公園整備への一般的な交付要件）（本事業）

- | | | | |
|--------------|----------------------|---|--------|
| 1. 公園の面積要件 | 2 ha 以上 | → | なし |
| 2. 一人当たり公園面積 | 10 m ² 未満 | → | なし |
| 3. 総事業費要件 | 2.5 億円以上 | → | 大幅に緩和※ |

※計画期間中の国費が
15百万円以上×計画
年数以上（都道府県事
業は2倍）。複数の公
園をまとめた算定が可能。

豪雨対策

- ・法面崩壊対策
- ・公園施設の嵩上げ



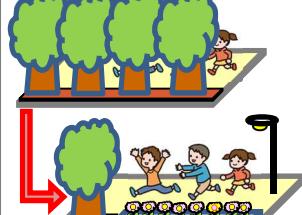
耐震改修

- ・建物の補強
- ・天井落下対策



防犯性の向上

- ・照明設置
- ・植栽帯の再整備



バリアフリー化

- ・多機能トイレ設置
- ・スロープ設置

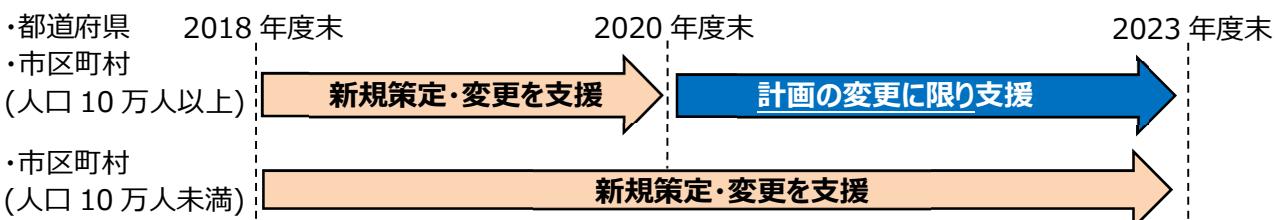


2023 年度まで

2020 年度まで

■延長内容（公園施設長寿命化計画策定調査）

公園施設の老朽化が進行し、公園利用の安全の確保が課題となる中、長寿命化計画に基づく、「予防保全型」の管理による計画的な維持管理・更新を推進するため、「公園施設長寿命化計画策定調査」の措置期間を延長します。



IV. 公園や景観を活かした、緑の魅力があふれる都市空間をつくります。

14

「プロジェクション・マッピング」などによる、
まちの活性化を進めます。

屋外広告物活用促進検討調査 調査 0.1 億円(皆 増)

高度な技術を駆使した新たな表現方法である「プロジェクション・マッピング」などの活用を進めるためのガイドラインやマニュアルの充実などを図り、ナイトタイムエコノミーを盛り上げます。

■調査概要（屋外広告物活用促進検討調査）

<プロジェクション・マッピング活用事例の収集>



東京都議会議事堂



大阪市中央公会堂

ガイドライン・マニュアルの充実

高度な技術を駆使したライブエンターテインメントを創出！
ナイトタイムエコノミーによる地域活性化！！

IV. 公園や景観を活かした、緑の魅力があふれる都市空間をつくります。

15 「暑い夏」を冷やすため、 ミスト付きの緑化施設の設置を進めます。

都市緑化による暑熱対策推進のための実証調査 調査 0.3 億円(1.38 倍)

近年、夏季の猛暑への対策が急務となっていることを踏まえ、これまでの調査で効果が認められた「ミスト付きの緑化施設」の設置と、普及のための検証を進めていきます。

■ 調査概要（都市緑化による暑熱対策推進のための実証調査）

緑化施設

- ・植物の蒸散作用や日射の遮蔽による体感温度の低減
- ・みどりによる心理的効果や景観向上

体感温度※
▲10°C



緑化施設（イメージ）

ミスト

- ・ミストが蒸発する際の気化熱による体感温度の低減

体感温度※
▲1°C



ミスト（イメージ）

※体感温度の指標の一つである標準有効温度 SET*

多くの人々が集まる公園、広場等にミスト付き緑化施設を設置

「暑い夏」を冷やしながら、効果検証を実施



緑化施設とミストの組合せ（イメージ）

IV. 公園や景観を活かした、緑の魅力があふれる都市空間をつくります。

16

震災の記憶や歴史・文化を継承する公園を整備します。

国営公園等事業 直轄 **235.2 億円の内数**

46.4 億円の内数(H30 年度 2 次補正)

国営追悼・祈念施設整備事業 直轄 **24.0 億円(1.10 倍)**

我が国の震災の記憶や歴史・文化を後世に伝えるための公園整備を推進します。

明治記念大磯邸園（神奈川県大磯町）



「明治 150 年」関連施策の一環として歴史的建物等を保存・活用

- 地方公共団体との連携の下、立憲政治の確立等に関する歴史的遺産である、旧伊藤博文邸等の建物群及び緑地の一体的な保存・活用を図る。
- 2020 年夏頃の一部区域の常時公開を目指し、整備を推進。

国立民族共生公園（北海道白老町）



アイヌ文化の復興を担う民族共生象徴空間の中核区域となる公園を整備

- アイヌ文化の復興等のため設置される民族共生象徴空間の中核区域に、豊かな自然を活用した憩いの場を提供する公園を整備。
- 2020 年 4 月の一般公開に向け、整備を推進。

国営追悼・祈念施設（仮称）

（岩手県・宮城県・福島県）



東日本大震災からの復興の象徴となる中核的な施設を整備

- 地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国営の追悼・祈念施設を整備。
- 岩手県・宮城県：2020 年度を目指して整備を推進。
- 福島県：2020 年度末の一部利用に向け整備を推進。
※2021 年 3 月で東日本大震災発生から 10 年



V. 都市分野の海外展開を進めます。

17 海外案件獲得に重要な、開発計画の策定等への支援を強化します。

国際競争力強化・シティセールス支援事業 補助 5.1 億円(1.06 倍)の内数

海外の都市開発案件を獲得するためには、特に、マスタープラン策定等の早期の段階から関与し、プロジェクトの大枠を定めることが重要となっています。

これを踏まえ、大規模開発について豊富な知見を有する(独)都市再生機構(UR)^{*1}等による、相手国との信頼関係を構築するためのセミナーの開催や、予備的な調査を支援するための補助制度を創設し、我が国企業の案件獲得を強力に支援します。

■拡充概要（国際競争力強化・シティセールス支援事業に「都市開発国際展開支援事業」を創設）

補助事業者：UR、民間事業者等

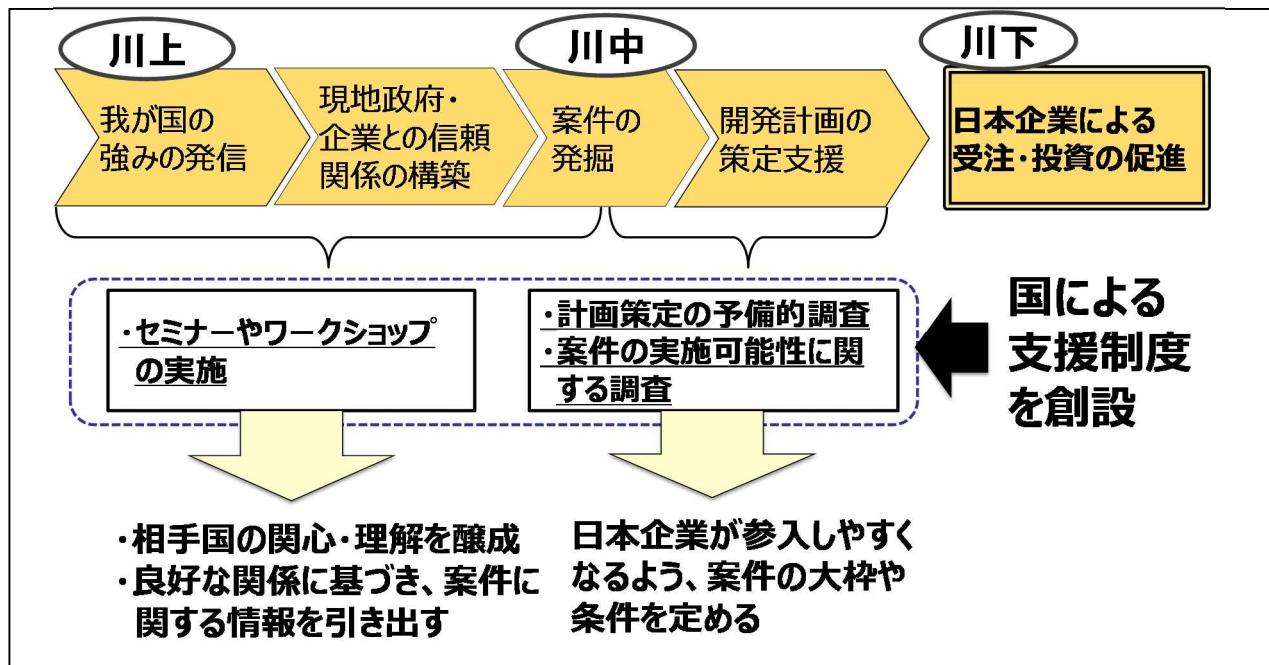
補助対象：
・セミナー、ワークショップ等の企画・開催
・マスタープラン策定の予備的調査
・案件の実施可能性等に関する調査

補助率：定額



<プロジェクト例：バンクー駅周辺開発※2>

■事業イメージ（都市開発国際展開支援事業）



※1：平成30年8月より、「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」（平成30年法律第40号）により、海外業務を本格的に、日本企業の海外展開を後押しすることとなった。

※2：タイ・バンコク中心部の駅で、日本政府やURがマスタープラン改善を支援。図は、平成29年度JICA調査報告書より引用。

V. 都市分野の海外展開を進めます。

18 海外日本庭園の修復等により、日本の魅力を広めます。

海外における日本庭園の保全再生方策検討調査 調査 0.4 億円(1.02 倍)
北京国際園芸博覧会出展調査 調査 0.1 億円(1.02 倍)

長年手つかずで放置された海外の日本庭園を、日本から派遣した造園技術者の手により再生し、維持管理技術を移転する取組を進めます。

また、2019 年に中国北京市で開催される国際園芸博覧会において、日本の造園緑化技術・文化の対外発信及び海外展開を図るため、日本庭園を出展します。

■ 海外日本庭園の再生

修復する日本庭園を選定

日本から造園技術者を現地へ派遣

現地の技術者と共に海外日本庭園を修復

多言語の維持管理マニュアルを作成

○平成 29 年度は欧州と北米の 2 箇所、平成 30 年度は欧州と北米の 6 箇所の日本庭園を修復。

(修復前)



(修復後)



アメリカ（ミシガン州）クランブルック・ハウス・アンド・ガーデンズ日本庭園 [平成 30 年度]
荒れたままの流れを修復し、灯籠・石橋・滝口を再整備。完成後は、現地から高く評価された。

○平成 31 年度は、修復する日本庭園を 7~8 箇所程度に拡大。

(平成 29 年度から 5 年間で 50 箇所程度の庭園の修復を想定)

■ 北京国際園芸博覧会への出展



(整備中の日本庭園)

【名 称】2019 年北京国際園芸博覧会

【開 催 期 間】2019 年 4 月 29 日～10 月 7 日

【会場所在地】北京市延慶区

参考. 快適で魅力ある観光地づくりを応援します。

19

外国人観光客の満足度を向上させる まちづくりを支援します。

ICT 等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上
国際観光旅客税財源充当事業（観光庁計上） 補助 30.5 億円の内数

■ シェアサイクル導入促進事業

手軽な移動手段である自転車を様々な場所で貸し借りできる「シェアサイクル」について、より「見つけやすく」「使いやすい」シェアサイクルの導入を支援し、観光地で便利な移動手段の確保を進めます。

シェアサイクル導入促進事業（事業イメージ）

外国人観光客にとって

「見つけやすく」「使いやすい」シェアサイクルへ

- 分かりやすい案内サインの整備
- アプリやWEB等での情報提供
- 多言語化されたシェアサイクルの導入
- クレジットカード払い等の導入
- 自転車の管理システムの導入
- サイクルポート・周辺環境の整備



【シェアサイクル(イメージ)】

補助事業者：地方公共団体 補助率：1／2 ※観光庁が指定する地域において実施されるものが対象

■ 歴史的観光資源高質化支援事業

歴史的なまちなみを阻害する建築物等の改修・除却を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させます。

歴史的観光資源高質化支援事業（事業イメージ）

建築物等の改修・除却による 歴史的なまちなみの質の向上へ

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物の外觀を和風に改修し、まちなみとの調和を実現
- 歴史的なまちなみの連續性を損なう塀を除去し、土塀を復元整備



【改修・復元(イメージ)】

補助事業者：地方公共団体、民間事業者等 補助率：1／3 ※観光庁が指定する地域において実施されるものが対象

MEMO

●平成31年度 都市局関係予算 制度拡充事項

■公共事業

【交付金】都市防災総合推進事業		項目
○被災市街地復興推進地域内における復興まちづくり支援施設等の国費率の嵩上げ（1/3→1/2） ○同地域内における避難誘導看板整備を支援対象に追加	※いずれもH30年度2次補正で措置。	1
【交付金】宅地耐震化推進事業		
○北海道胆振東部地震により被災した宅地の復旧・耐震化について国費率の嵩上げ（1/4→1/2） ※H30年度2次補正で措置	1	
○大規模土砂災害被災地における「宅地の一体的な嵩上げによる宅地の復旧事業」を支援対象に追加。	1	・
○盛土の地盤調査や液状化マップの高度化に対する国費率の嵩上げ（1/3→1/2） ※H30年度2次補正で措置、2020年度まで	2	
○大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の国費率嵩上げ（1/4→1/3）を2022年度まで延長。		
【交付金】都市再生整備計画事業		
○都市施設と一体的に整備する「実用化された情報化基盤施設」が支援対象であることを明確化。 (スマートシティ関連)	3	
○国の重要施策に関連した事業への国費率嵩上げ（40%→45%）を2023年度まで5年延長。 ※ただし、低炭素まちづくり計画関連・歴まち計画関連の嵩上げ措置は、 2020年度までに計画を認定・公表したものに限る（事業着手は計画の認定・公表から3年以内）。 また、中心市街地活性化計画関連は廃止する。	8	・
○民間の資金調達の結果に応じ、国費率を最大5%嵩上げ（上限50%）する仕組みの構築。		
【交付金】都市再構築戦略事業 【補助】都市機能立地支援事業		
○体育施設を中心拠点誘導施設に追加。 ※ただし、体育施設本体への補助は対象外とし、その周辺整備のみを補助対象とする。	5	
【交付金】都市再開発支援事業		
○事業コーディネート業務を行う保留床管理法人が賃貸運営する保留床面積要件の緩和。 (5,000m ² 以上→1,000m ² 以上)	6	
【交付金・補助】都市・地域交通戦略推進事業		
○大臣認定を受けた都市・地域総合交通戦略について、社会実験、歩行者空間整備、 街路空間の利活用の増進に資する施設の整備、駐車場整備を支援対象に追加。 ○都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体を補助対象事業者に追加。 (補助金のみ)	7	
【補助】まち再生出資		
○インキュベーション施設を面積要件緩和の対象施設に追加 ○同施設の整備費を支援限度額の一つである公共施設整備費に加算。	9	

【交付金】都市公園ストック再編事業

- 計画策定に要する調査及びコーディネート業務を支援対象に追加。

12

【交付金】都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

- 5年間の时限延長（2023年度まで）。

※ただし、「バリアフリー化」は2020年度まで、「災害応急対策施設」は支援対象から除外。

- 「土砂災害・浸水対策」及び「防犯性の向上に資する施設」を支援対象に追加。

13

※ただし、防犯性の向上に資する施設は、「登下校防犯プラン」に基づく住民や関係機関による点検等に基づき整備される施設管理カメラ、植栽等に限定。

【交付金】公園施設長寿命化計画策定調査

- 5年間の时限延長（2023年度まで）。

※ただし、都道府県及び人口10万人以上の市区町村においては新規計画策定は2020年までとし、
計画変更に限り2023年度までとする。

13

【補助】都市再生コーディネート等推進事業

項目

- 5年間の时限延長（2023年度まで）。

- 事前防災まちづくり支援の国費率を嵩上げ（1/2→3/4）

- 広域連携まちづくり支援、持続的まちづくり支援を支援対象に追加。

—

※ただし、「広域連携」は、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成を検討する地区に限る。

■行政経費

【補助】国際競争力強化・シティセールス支援事業

項目

- 国際交流創造施設を支援対象に追加。

9

- 中枢中核都市の都市再生緊急整備地域を支援対象地域に追加。

・

※ただし、「外資系企業の立地数」「外国人観光客数（商用）の伸び率」のいずれかが全国平均より高い都市に限る。

- 海外都市開発に関するセミナーの開催、マスターplan策定の予備的調査等に対する補助制度を創設。

17

【補助】都市安全確保促進事業

- 支援対象地域を中心駅半径1kmから2kmの範囲へ拡充。

—

●「したいこと」別 都市局事業一覧

●:自治体向け交付金 ○:自治体向け補助金 ◇:民間等向け補助金

こんなことするには	こんな補助制度が使えます	
	ハード関係	ソフト関係
コンパクトシティを形成したい	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市再構築戦略事業 ◇ 都市機能立地支援事業 ●◇都市・地域交通戦略推進事業 ● 都市公園ストック再編事業 ● 市街地再開発事業 ● 暮らし・にぎわい再生事業 ● 土地区画整理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトシティ形成支援事業 ◇ 民間まちづくり活動促進・普及啓発事業 ●◇都市・地域交通戦略推進事業 ● 都市公園ストック再編事業 ● 都市再開発支援事業
交通基盤を整備したい	<ul style="list-style-type: none"> ●◇都市・地域交通戦略推進事業 ● 都市再生整備計画事業 ● 土地区画整理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●◇都市・地域交通戦略推進事業 ● 都市再生整備計画事業
国際競争力を高めたい	<ul style="list-style-type: none"> ○◇国際競争拠点都市整備事業 ● 都市再生整備計画事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○◇国際競争力強化・シティセールス支援事業 ● 都市再生整備計画事業
景観をよくしたい	<ul style="list-style-type: none"> ○◇景観まちづくり刷新支援事業 ● 都市公園等事業 ● 都市再生整備計画事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○集約促進景観・歴史的風致形成推進事業 ● 都市公園等事業 ● 都市再生整備計画事業
歴史まちづくりを進めたい	<ul style="list-style-type: none"> ●古都保存事業 ●都市再生整備計画事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的風致活用国際観光支援事業 ●都市再生整備計画事業
緑を保全・整備したい	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園等事業 ●市民農園等整備事業 ●緑地環境事業 ●緑地保全等事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園等事業
防災力を高めたい	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市防災推進事業 ● 土地区画整理事業 ● 市街地再開発事業 ◇ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ○◇国際競争拠点都市整備事業 ◇ 地下街防災推進事業 ● 都市公園等事業 ● 都市公園安全・安心対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市防災推進事業 ● 都市再開発支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ○◇都市安全確保促進事業 ◇ 地下街防災推進事業 ● 都市公園安全・安心対策事業
密集市街地を改善したい	<ul style="list-style-type: none"> ○密集市街地総合防災事業 ●都市防災推進事業 ●土地区画整理事業 ●防災街区整備事業 ●市街地再開発事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市防災推進事業 ●都市再開発支援事業

●交付金においては、効果促進事業でソフト支援が可能

※上記支援事業は代表的なものを掲載

●都市局施策集

I. 都市行政の「主な政策ツール」

1. 都市計画制度～都市行政の基盤制度～

① 都市計画法の概要

- 都市計画法(は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために「土地利用」「都市施設」「市街地開発事業」)の基本と決定手続を定めた法律です。

都市計画法

土地利用

計画的な市街化、用途の適正な配分、都市の再生の拠点整備、
良好な景観の形成等の目的に応じた土地利用を実現

主な制度

区域区分	概要
地域地区	用途地域 例：第一種低層住居専用地域、商業地域等

都市再生特別地区	都市の再生に貢献し、高度利用を図る特別の用途、容積等の建築物を誘導する区域
津波防災拠点市街地形成施設	津波防災地域づくりに関する法律

等

都市施設

良好な都市環境を確保する上で必要な施設

主な都市施設

道路	道路法
都市公園	都市公園法

河川	河川法
流通業務団地	流通業務市街地の整備に関する法律

主な事業	関係法令
土地区画整理事業	土地区画整理法

防災街区整備事業	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
都市再開発事業	都市再開発法

等

市街地開発事業

宅地の整備やこれと一体となった公共施設の整備を面的に行う事業

等

I. 都市行政の「主要な政策ツール」

1. 都市計画制度～都市行政の基盤制度～

② コンパクト・プラス・ネットワークの推進

- 生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し、公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を進めます。

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地

- 都市の生活を支える機能の低下
 - ・医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難
 - ・公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下
- 地域経済の衰退
 - ・地域の産業停滞、企業撤退
 - ・低末利用地や空き店舗の増加

コンパクトシティ

+

ネットワーク

立地適正化計画

- 都市機能誘導区域
 - 生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設（福祉・医療等）を設定

居住誘導区域

- 居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

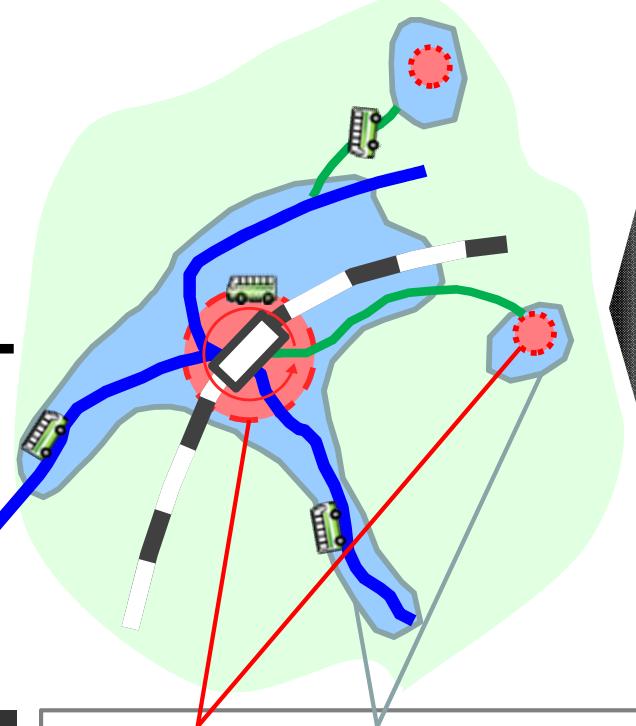
- 計画策定や都市機能の集約につながる施設整備に対し、
 - ・コンパクトシティ形成支援事業
 - ・交付金（都市再構築戦略事業）等で支援

地域公共交通網形成計画

- まちづくりと連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを形成

地域公共交通再編実施計画

- (地方公共団体が事業者等の同意の下作成)
- 地域公共交通の再編を図るために具体的に行う取組
 - （運行主体、運行ダイヤ、ルート、運賃等）



1. 都市計画制度～都市行政の基盤制度～

③ 「都市のスポーツジビ」

I. 都市行政の「主な政策ツール」

「都市のスポーツ化」対策

- 都市内部で空き地・空き家等（低未利用土地）がランダムに発生する「都市のスポーツジ化」に対応するため、低未利用土地の集約再編や利用促進を図る新たな制度を創設しました。

都市のスポーツ化の要因

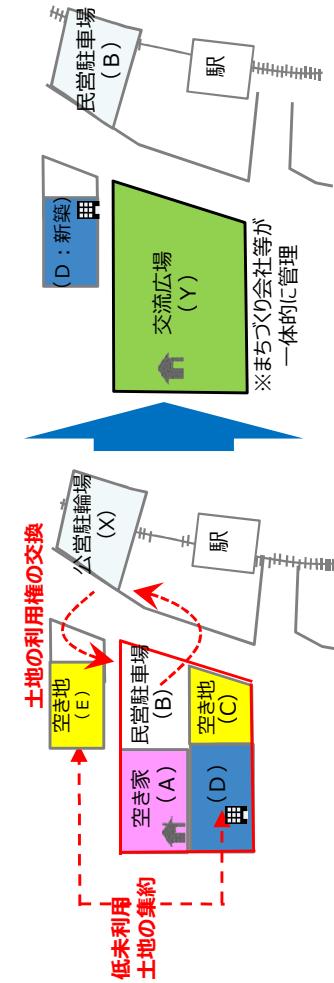
- ・地権者の利用動機の乏しさ（低未利用土地のまま放置）
 - ・「小さく」「散在する」低未利用土地の使い勝手の悪さ

「都市のスピリチュアル化」対策のための主な制度

行政主導で「小さく」「バラバラな」空き地・空き家をまとめて活用（低末利用土地権利設定等促進計画制度）

市町村が、空き地・空き家の地権者等と利用希望者とをコーディネートし、複数の土地や建物に一括して賃貸等をする計画を作成

(税) 登録免許税・不動産取得税の軽減



地域コミュニティ主導で空き地・空き家を公共スペースに (立地誘導促進施設協定制度)

地域コミュニティ等が、地域に必要な交流広場、コミュニティ施設など
の施設を共同で整備・管理するための地権者による協定（承継効付）

(税) 固定資産税・都市計画税の軽減



* 活性化施設（イメージ）



*

2. 都市再生制度～区域、テーマを限った都市政策の突破口～

① 都市再生制度の概要

都市再生特別措置法に基づき、

- 都市再生緊急整備地域において、民間の優良ストック形成を重点的に支援しています。
- 全国の都市で、都市再生整備計画に基づき公共公益施設整備などまちづくりを総合的に支援しています。

一定規模の民間プロジェクトが見込まれる区域

都市再生を推進すべき地域を政令指定：

都市再生緊急整備地域 (55地域)

特定都市再生緊急整備地域 (13地域)：特に都市の国際競争力の強化

法制上の支援措置 (都市計画等の特例)

・国際競争拠点都市整備事業(特定地域のみ)
道路や鉄道施設等の重要なインフラや
エネルギー導管の整備等

・国際的ビジネス環境等改善・シティセールス
支援事業
地域戦略及び整備計画の作成
シティセールスのための国内外でのプレゼンテーション
既存施設のリノベーションによる国際交流創造施設の整備 等

・都市安全確保促進事業
計画策定及び計画に基づく備蓄倉庫等の整備
・都市再生事業に係る
認可等の迅速化
・都市計画提案制度
(71件)

全国の都市区域

都市再生整備計画(市町村が作成)に基づく各種支援
(これまで1,050市町村、2,997地区で策定)

財政支援

・社会資本整備総合交付金により、
まちづくりを財政的に支援
道路や公園、広場等のハード事業
各種調査や社会実験等のソフト事業 等



民間都市再生整備事業計画の認定 (46計画)

金融支援

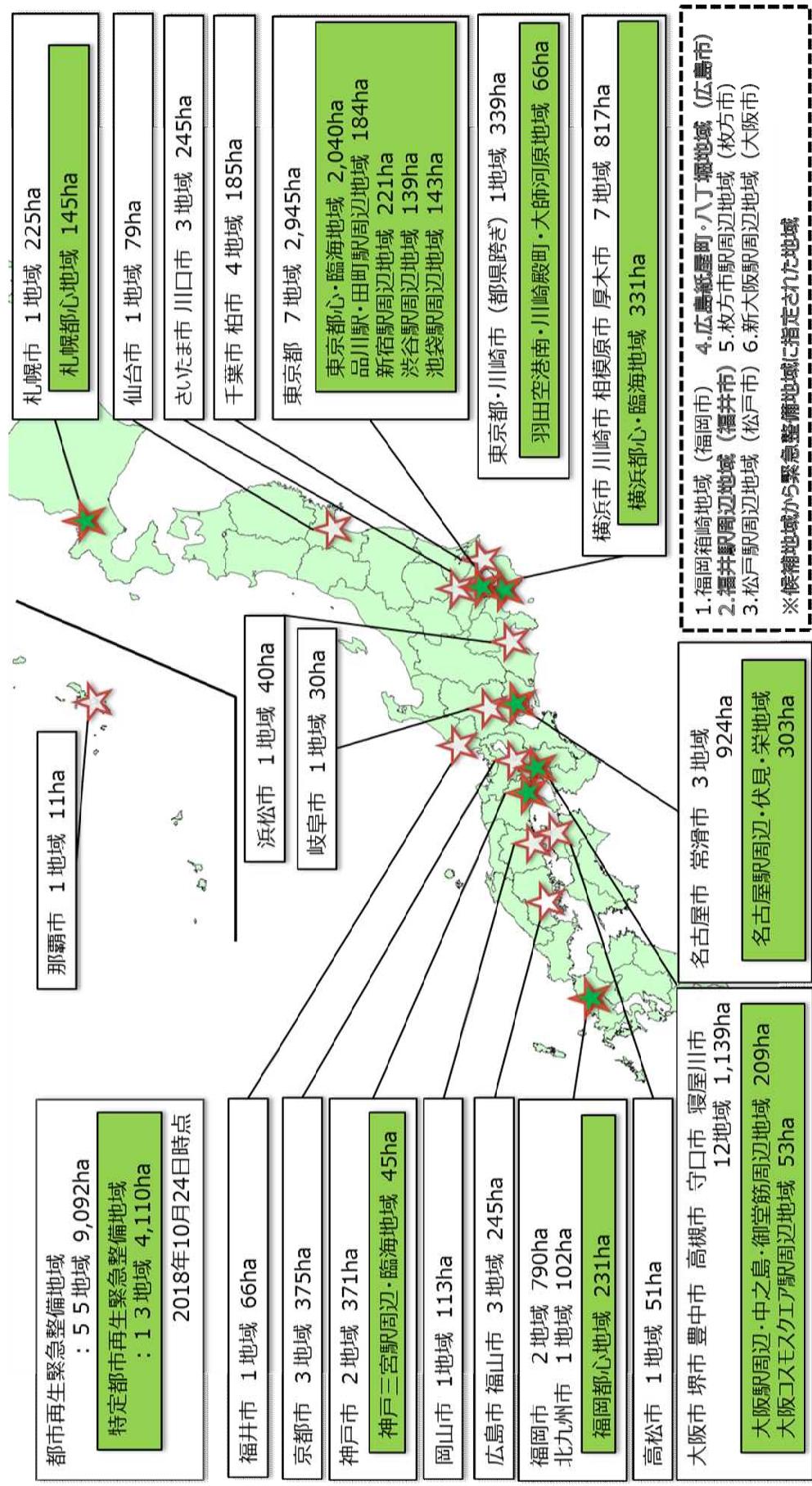
民間都市開発推進機構によるメザニン支援
建物取得時の不動産取得税に係る特例措置 等

※2018年12月25日現在、(都市再生整備計画作成件数については2018年3月31日現在。
都市再生特別地区数については2018年9月30日現在、都市計画提案制度利用件数については2016年3月31日現在)

2. 都市再生制度～区域、テーマを限った都市政策の突破口～

② 全国の都市再生緊急整備地域等

- 都市の再生を推進すべき55地域（都市再生緊急整備地域）と、そのうち特に都市の国際競争力強化を図る13地域（特定都市再生緊急整備地域）を指定しています。



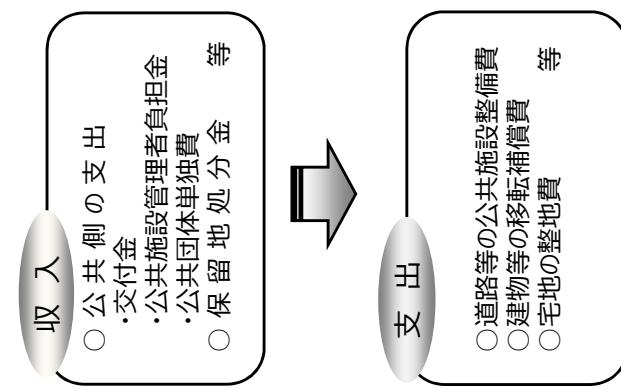
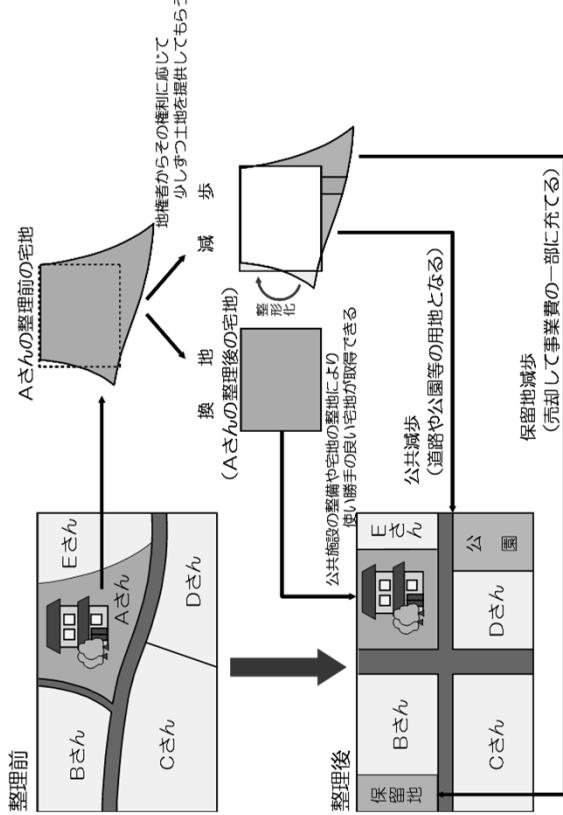
I. 都市行政の「主な政策ツール」

3. 市街地整備 ～まちを更新し、魅力的な都市空間を創出します～

① 土地区画整理事業の概要

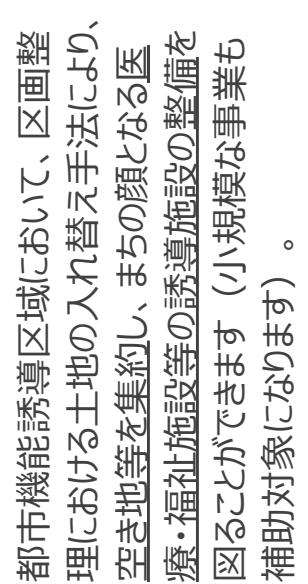
- 土地区的形質の変更や公共施設（道路、公園等）の新設・変更を行うことで、公共施設の整備改善や宅地の利用の増進を図っています。

○ 土地区画整理事業の仕組み



○ 支援内容

交付金	内 容	国費率
道路事業	都市計画道路等の整備に要する費用	1/2等
市街地整備事業 (都市再生区画整理事業)	区画道路、公園等の公共施設等の整備に要する費用	1/3, 1/2



都市機能誘導区域において、区画整理における土地の入れ替え手法により、空き地等を集約し、まちの顔となる医療・福祉施設等の誘導施設の整備を図ることができます（小規模な事業も補助対象になります）。

I. 都市行政の「主な政策ツール」

3. 市街地整備 ～まちを更新し、魅力的な都市空間を創出します～

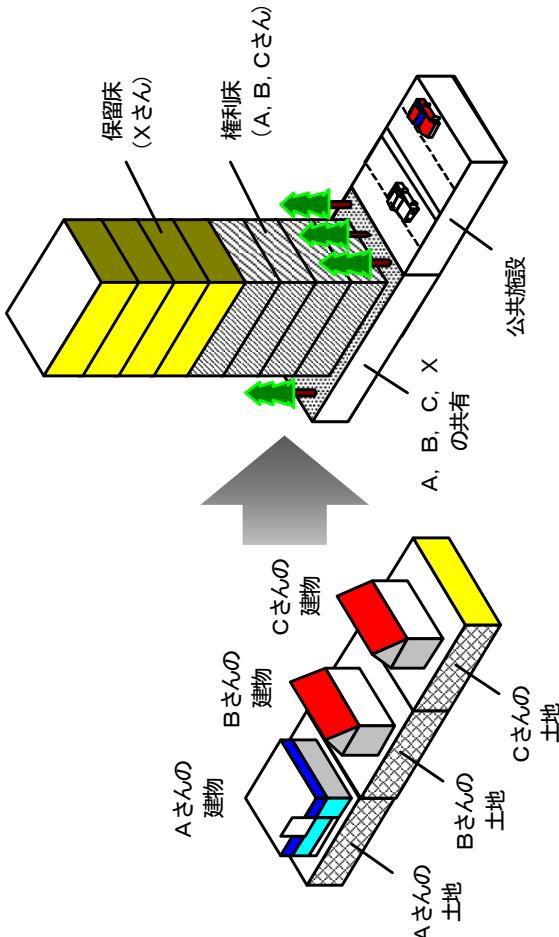
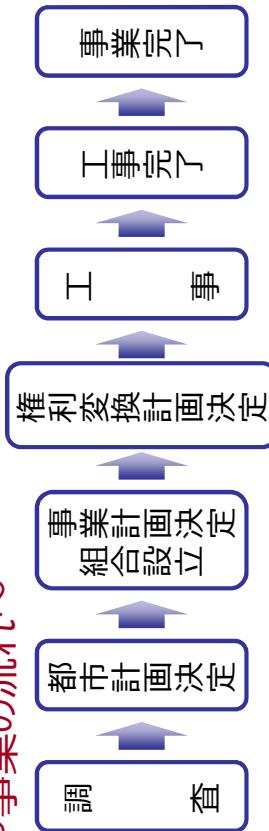
② 市街地再開発事業の概要

- 老朽木造建築物が密集している地区等で、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物や道路・広場等の公共施設の整備等を行うことで、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進しています。

○市街地再開発事業の仕組み

- ◆ 敷地を共同化して高度利用することで、道路などの公共施設用地を生み出す
- ◆ 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる（権利床）
- ◆ 高度利用によって新たに生み出された床（保留床）を売却して、事業費に充てる

～事業の流れ～



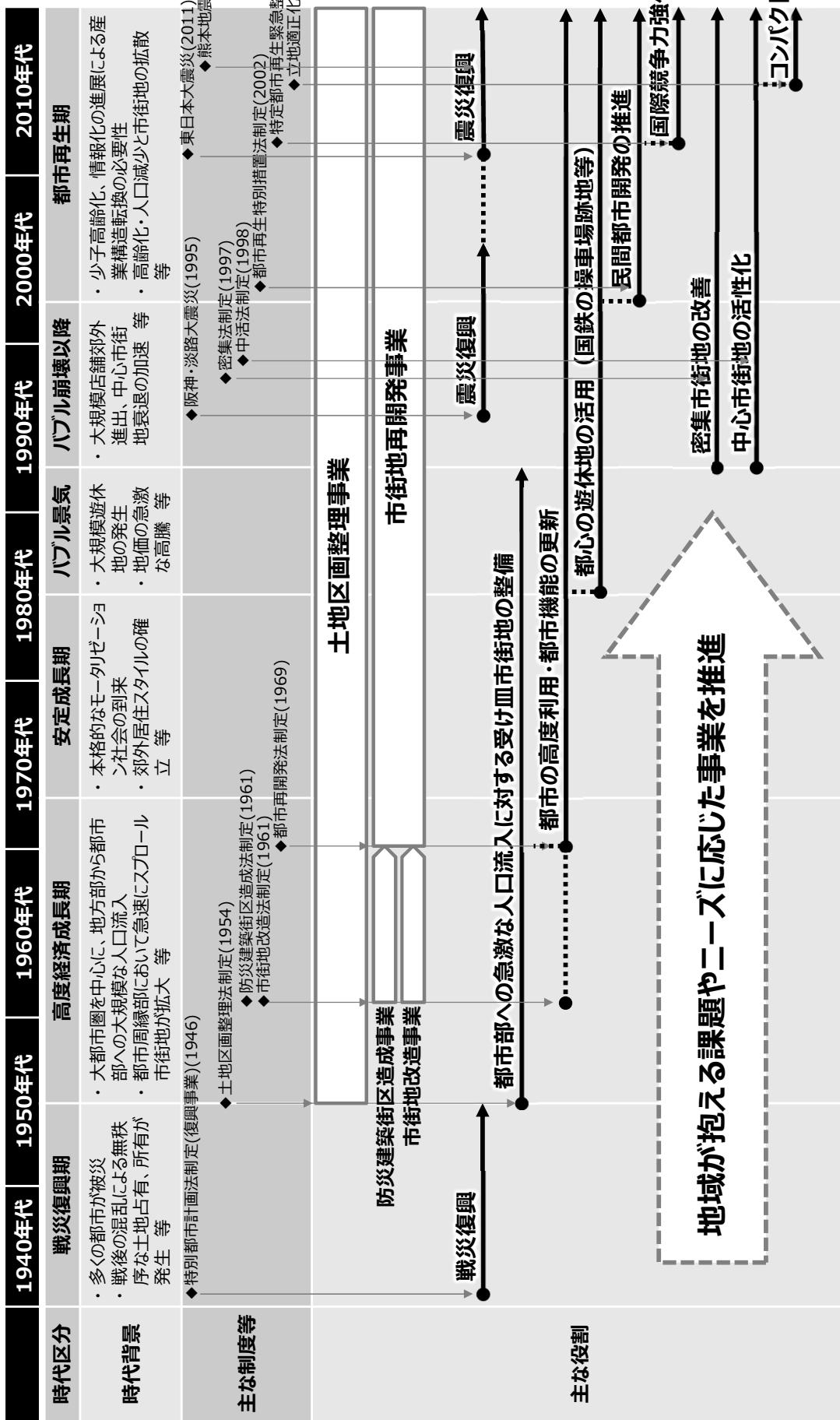
○支援内容

交付金	内 容	国費率
市街地再開発事業	施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部	1/3
道路事業	都市計画道路等の整備に要する費用	1/2等

3. 市街地整備 ～まちを更新し、魅力的な都市空間を創出します～

③ 土地区画整理事業・市街地再開発事業の沿革

I. 都市行政の「主な政策ツール」



4. 街路事業、交通施設整備 ～まちの人・モノの移動を支えます～

① まちの血行を改善：幹線街路の整備

- 幹線街路の整備により、都市内交通の円滑化と渋滞の解消による生産性の向上に寄与するとともに、歩行者・自転車の安全性の向上や災害時の物資輸送・避難路としても活用されます。



長岡都市計画道路事業 3・2・31号 台町川崎線（新潟県長岡市）

事業効果

- ・ 土地区画整理事業と連携した市街地形成による雇用創出と人口増加に寄与
- ・ 安全で快適な歩行者・自転車空間の確保
- ・ 街路景観の向上 等

周辺地区の従業者数（2012年→2014年）
7,320人 → 8,960人

周辺地区の人口（2012年→2017年）
8,194人 → 8,386人
(ネットワーク完成後に減少傾向から増加に転換)



都市計画道路 寺町今町線（東山）
無電柱化推進事業（石川県金沢市）



環状第2号線（東京都）
新橋一虎ノ門間の開通により、所要時間が8分から4分に短縮され、周辺道路を含めて交通が円滑化

I. 都市行政の「主な政策ツール」

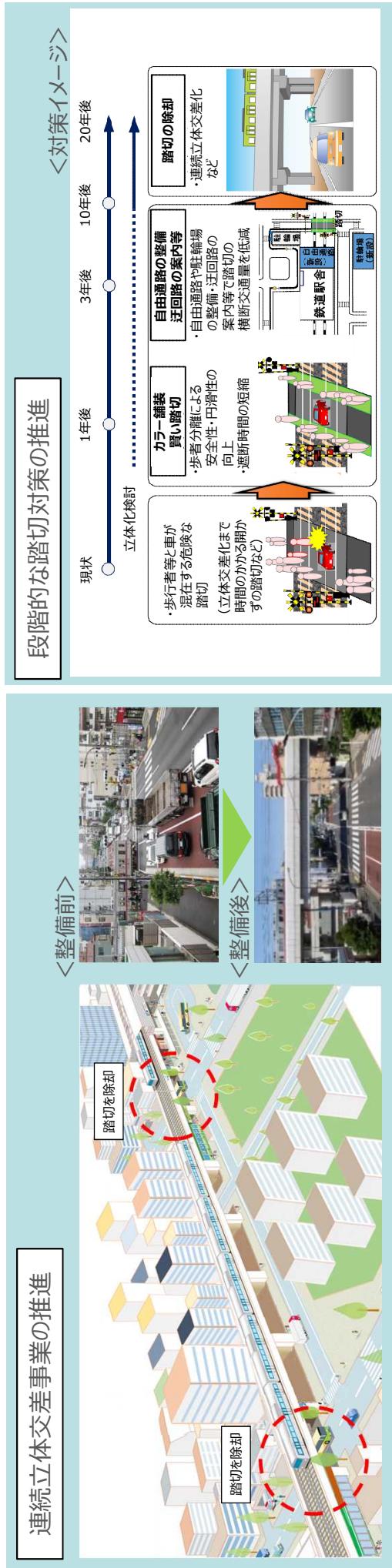
- ・ 歩行者の安全性の確保
- ・ にぎわいの創出
- ・ 歩行者交通量（2014年→2015年）
3,232人/12h → 9,806人/12h
- ・ 良質な景観形成 等

4. 街路事業、交通施設整備 ～まちの人・モノの移動を支えます～

② まちを「ひとつ」に「安全」に：連続立体交差事業、踏切対策

- 日本に約3万箇所存在する踏切は、交通渋滞、踏切事故等に大きく影響するのみならず、鉄道による市街地の分断によって、まちの形成にも大きな影響を及ぼしています。
- 連続立体交差事業による鉄道の高架化・地下化や、段階的な踏切対策の推進により、交通の安全性・円滑性の向上を図るとともに、分断された市街地の一体化により都市の活性化を図ります。

I. 都市行政の「主な政策ツール」



○ 実績 (Example): 大分駅付近連続立体交差事業 ※国道210号における高架化前後の変化

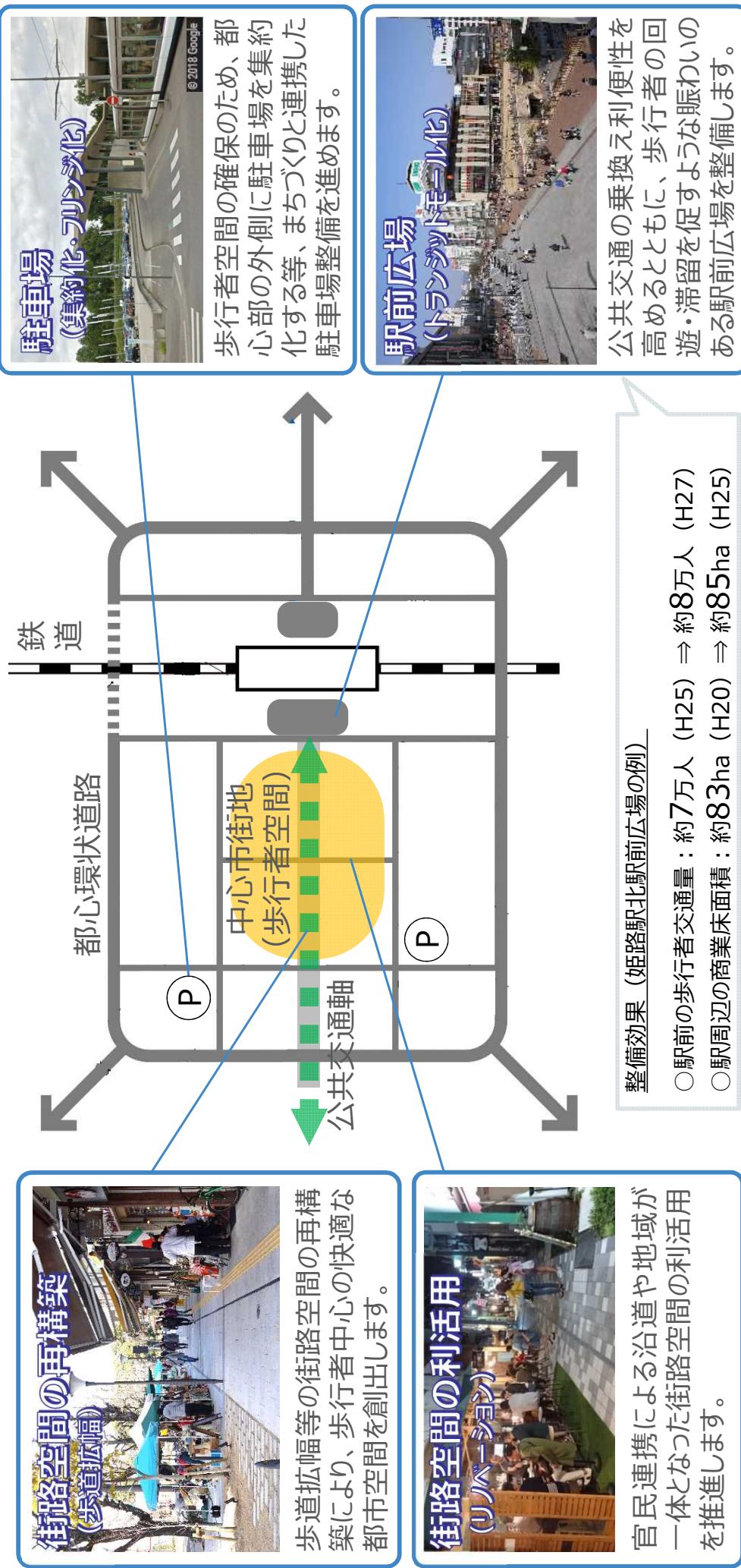
- 約150mあつた渋滞長が0に
- 歩行者・自転車交通量が約5倍に
- 自動車走行速度が約2.5倍に
- 連続立体交差事業はこれまでに、
約160地区で事業を完了
- 約1,600箇所の踏切を除却

4. 街路事業、交通施設整備 ～まちの人・モノの移動を支えます～

③ 交通結節点整備、街路空間の再構築・利活用

I. 都市行政の「主な政策ツール」

- 鉄道～バス～自動車～自転車といった様々な交通手段を繋ぐとともに、人々の憩い・集い・語らいの場として交流を生み出す「まちの顔」である交通結節点の整備や、街路空間の再構築・利活用を進め、都心部等のまちなかにシームレスな移動と地域経済の「核」を提供することで、まちに賑わいや多様な機能を創出します。

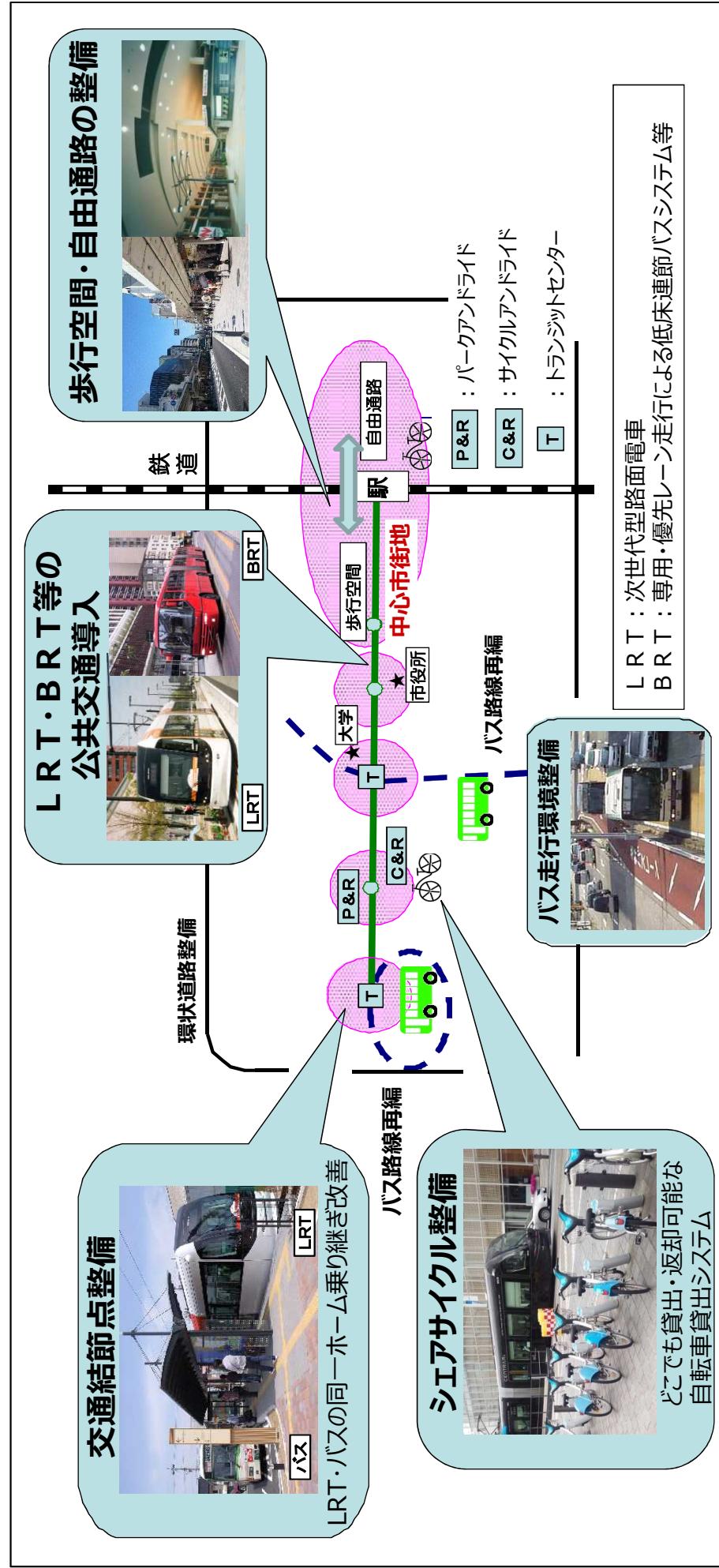


4. 街路事業、交通施設整備 ～まちの人・モノの移動を支えます～

④ 新しい移動の力タチ：都市内公共交通の施設整備

I. 都市行政の「主な政策ツール」

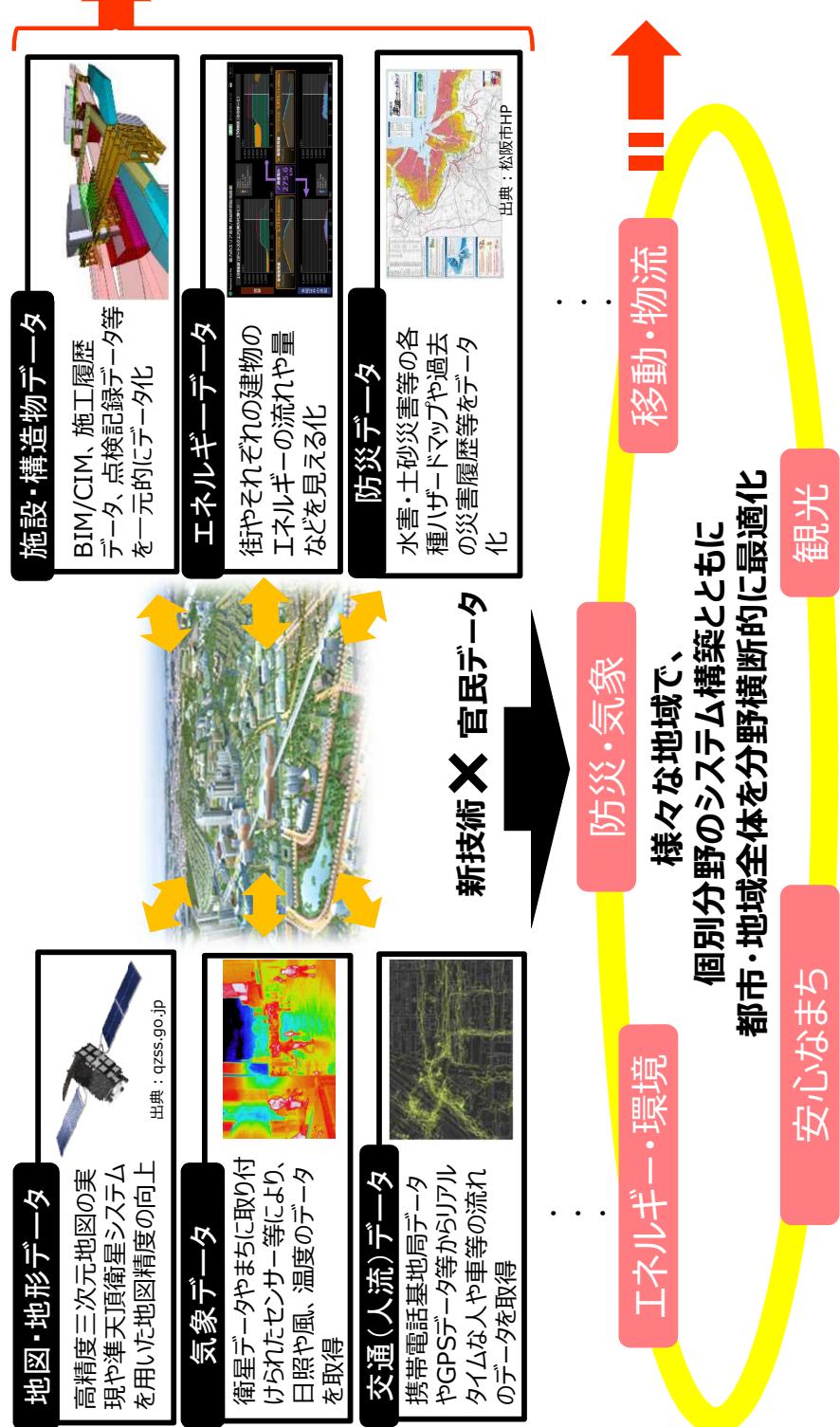
- 誰でも便利で快適に移動できるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めため、過度に自家用車利用に依存しないよう、公共交通や自転車といった多様な移動手段の整備を進めるとともに、歩きやすい豊かな歩行空間の創出による歩行者中心のまちづくりを支援します。



5. スマートシティへ新技術と官民データを駆使して都市の課題を解決しますへ

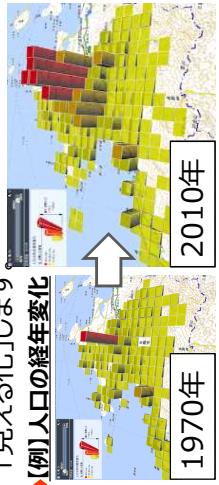
- 「Society5.0」の実現を目指し、個別分野のシステム構築とともに都市・地域全体を分野横断的に最適化するソリューションシステムを実装するモデル事業を行うなど、スマートシティの取組を推進します。

地域におけるインフラデータをはじめ、官民の様々なデータを収集・見える化都市・地域



I. 都市行政の「主な政策ツール」

都市構造の見える化（i-都市再生）



収集した都市の様々なデータを、リアルに実感し、理解できるよう、ツールを用いて

先進的な個別分野のシステム構築

【例】都市部における自動運転サービスの導入に向けた実証
ニユータウンにおける自動運転サービスや基幹的なバスにおける実証実験等を通じた都市交通のあり方を検討します。

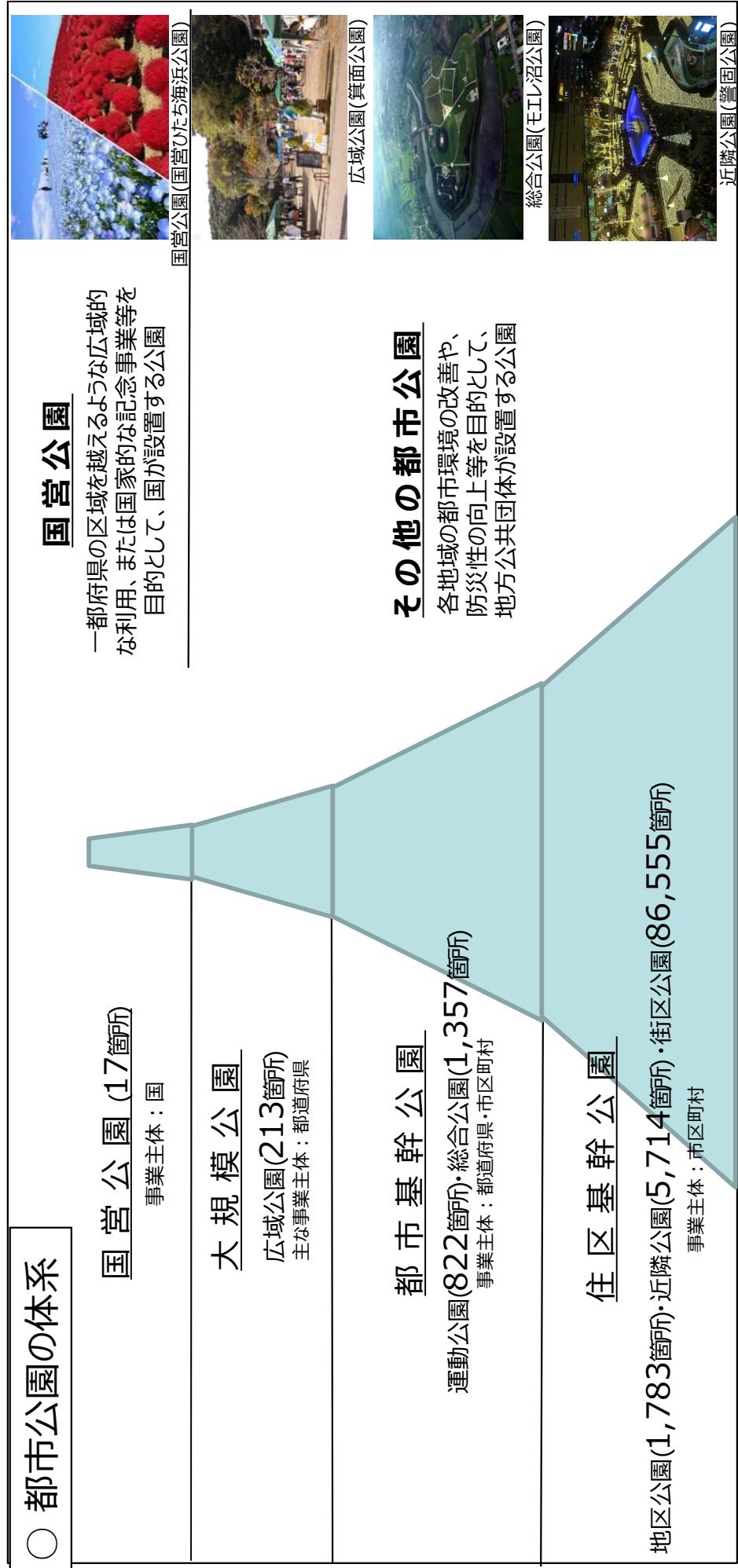


出典：プラチナ構想ノハンドブック HP

6. 公園緑地・景観関係事業～緑と歴史で、都市の品格をつくります～

① 都市公園の種類と現況

- 都市公園には、観光振興や広域的レクリエーションの拠点等となる国営公園から、住民に身近な街区公園まで様々な種類があり、全国で12.5万haが整備されています。



6. 公園緑地・景観関係事業～緑と歴史で、都市の品格をつくります～

② 都市公園の整備等

- 国営公園等を整備するとともに、緑豊かな都市環境を創出するため、地方公共団体の行う都市公園の整備や再編等の取組を支援しています。

国営公園等の整備等



国営公園等事業

国により国営公園や公共空地の整備等を行う事業

※国営公園：
都市公園法に基づき国が設置する都市公園

※公共空地：
国土交通省設置法に基づき国が設置する公共空地

都市公園の整備等

① 都市公園等事業

都市公園の整備を行う事業

② 都市公園安全・安心対策事業

耐震改修やバリアフリー化の推進等、
都市公園の安全性等を高める事業

③ 都市公園ストック再編事業

少子高齢化等に伴う公園利用ニーズの
変化等を踏まえ、都市公園の機能や配
置の再編を行う事業

④ 市民農園等整備事業

都市公園となる市民農園等の整備を
行う事業

⑤ 緑地環境事業

地球温暖化対策等に資する緑地の整備
や、公共公益施設の緑化等を行う事業

⑥ 古都保存・緑地保全等事業

緑地を保全するために土地の買入れや
施設整備を実施する事業

※ナシバー付きは、社会資本整備総合交付金
及び防災・安全交付金による事業。

防災公園街区整備事業

都市再生機構が防災公園の整備と周辺市街地の改善を一連的に行う事業

6. 公園緑地・景観関係事業～緑と歴史で、都市の品格をつくります～

③ 景観・歴史まちづくり

- 良好的な景観や歴史・文化を活用した都市の魅力向上及び賑わいの創出を図り、地域活性化を実現するため、以下の事業により支援しています。

景観まちづくり刷新支援事業

国が指定した10地区のモデル地区において、目に見えるかたちでの景観形成を図ることにより、まちの活性化を進めます。

■支援内容

(補助率：1/2)

(補助率：②の直接補助のみ1/2以内。その他について1/3以内)

- ① 景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の修理、買取、移設
- ② 建築物や工作物の外觀修景
- ③ 屋外広告物の集約化
- ④ プロムナードの整備
- ⑤ 公園、駐車場、広場
- ⑥ 電線類地下埋設施設の整備
- ⑦ 観光交流センター・休憩所等の整備
- ⑧ 情報版の整備 等



景観阻害物件の除却及び休憩施設及びパケットパークの整備



景観を阻害する屋外広告物の除却

集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

景観や歴史文化に着目した魅力ある地域づくりに資する取組等に支援を行うことで、地域内外からの人口交流による地域の賑わいの創出や居住人口の集約を進めます。

■支援内容

(補助率：市町村：1/2、民間：1/3以内)

- ① 歴史・文化を活用した訪日外国人受入のためのデータ収集・分析、モニタリング
- ② 歴史・文化への理解を深めるための案内板等の多言語化、ガイドライン策定
- ③ 歴史・文化ガイドリーダー育成研修
- ④ 歴史・文化を活用した訪日外国人向け体験プログラムの開発



歴史・文化ガイドの育成
景観を阻害する屋外広告物の除却

歴史的風致活用国際観光支援事業

歴史的風致維持向上計画の認定都市において、歴史的風致を活用した都市の魅力向上や賑わい創出を図るため、訪日外国人観光客の受入環境整備を支援します。

■支援内容

(補助率：市町村：1/3以内)

- ① 歴史・文化を活用した訪日外国人受入のためのデータ収集・分析、モニタリング
- ② 歴史・文化への理解を深めるための案内板等の多言語化、ガイドライン策定
- ③ 歴史・文化ガイドリーダー育成研修
- ④ 歴史・文化を活用した訪日外国人向け体験プログラムの開発

歴史・文化ガイドの育成
景観を阻害する屋外広告物の除却

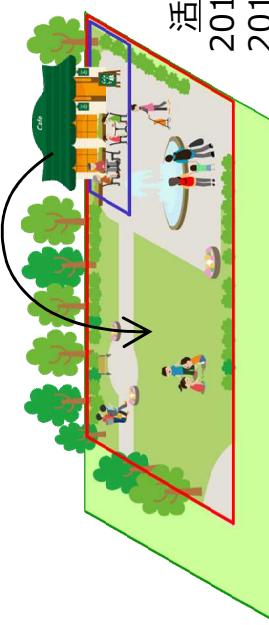
7. 官民パートナーシップの都市空間創造

① 公共空間のオープン活用

- 公園や道路・河川などの公共空間を開放し、民間事業者による活用を推進するとともに、その収益を公共空間の整備、維持・管理に充てることで、魅力あふれる都市空間の創造を推進します。

都市公園の公募設置管理制度（Park-PFI）

- ・ 飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置・管理を行う民間事業者を、公募により選定
- ・ 収益を活用し、民間事業者が広場等を整備
- ・ 公募対象公園施設について建ぺい率（2%→12%）



適用実績

2017年度： 4公園
2018年度： 10公園※11月末時点

公共空間の民間による収益活動等への開放

- ・ 地方公共団体において、道路、河川敷地等の公共空間を民間事業者等へ積極的に開放し、新たな収益活動を促進
- ・ 収益の一部を公共空間の維持・管理に充当し、都市の活性化につなげていく取組を、法制度等により支援

※公共負担分への社会资本整備総合交付金による支援

公共空間をオーブンに活用する 規制緩和制度	↑	・道路占用許可の特例 ・都市公園占用許可の特例 等
公共空間や民地を有効活用し、 にぎわい創出を促す協定制度	↑	・都市利便増進協定 ・低未利用土地利用促進協定 等



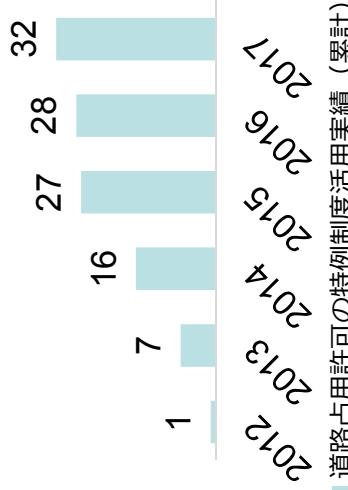
久屋大通公園（名古屋市）



勝山公園（名古屋市）



広告板・食事施設
(道路占用許可 + 都市利便増進協定)



道路占用許可の特例制度活用実績（累計）

I. 都市行政の「主な政策ツール」

7. 官民パートナーシップの都市空間創造

② 民間まちづくり活動の支援

- 民間主体のまちづくり活動を全国に波及させるための支援施策を充実させるとともに、民間まちづくり団体が活動から得た収益を財源として確保できる枠組み等を推進します。

民間まちづくり活動の担い手の裾野拡大

- ・「民間まちづくり活動の担い手」を発掘・育成するため、各種セミナーの開催や、実務担当者に役立ツール・パンフレット等の活用を通じて、官民連携のまちづくりを全国へ展開

2018年度の取組の例（予定含む）

◆官民ボーダーレスマチづくりミーティング

（全国ワーアクションネットワーク共催）：2019年1月28日開催

◆官民連携まちづくり・全国ブロックセミナー

（各地方整備局等主催）：2019年1月～3月開催

◆『官民連携まちづくりの進め方～都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手続き～』：2018年9月更新

民間まちづくり活動の財源確保等に関する支援

- ・民間まちづくり活動の担い手による、エリアの価値向上に向けた地域の取組を金銭面からサポートする各種施策を実施

◆民間まちづくり団体の新たな取組への支援

- ・民間まちづくり団体が取り組む、まちの賑わい等に資する公空空間の活用実験等に対する支援を実施（民間まちづくり活動促進・普及啓発事業）



うめきた地区（大阪市）

◆広告料の活用

- 広告料収入をエリアマネジメント活動の財源とする、屋外広告物に関する規制の弾力化を推進



担い手が語る 官民連携まちづくりの記録
-新しい担い手のかたチー



民間主導でまちを活性化
工アからはじまる都市再生

7. 官民パートナーシップの都市空間創造

③ 「リノベーションまちづくり」による地域の活性化

- 都市の遊休不動産をリノベーションの手法を用いて再生し、まちの賑わい創出、エリア価値の向上など、地域の活性化につなげる「リノベーションまちづくり」が進んでいます。

福岡県北九州市におけるリノベーションまちづくりの効果（小倉魚町商店街）

○歩行者交通量は増加基調

約1万1千人（2010） → 約1万4千人（2014）（**約1.3倍**）

○地価は増加局面に転換

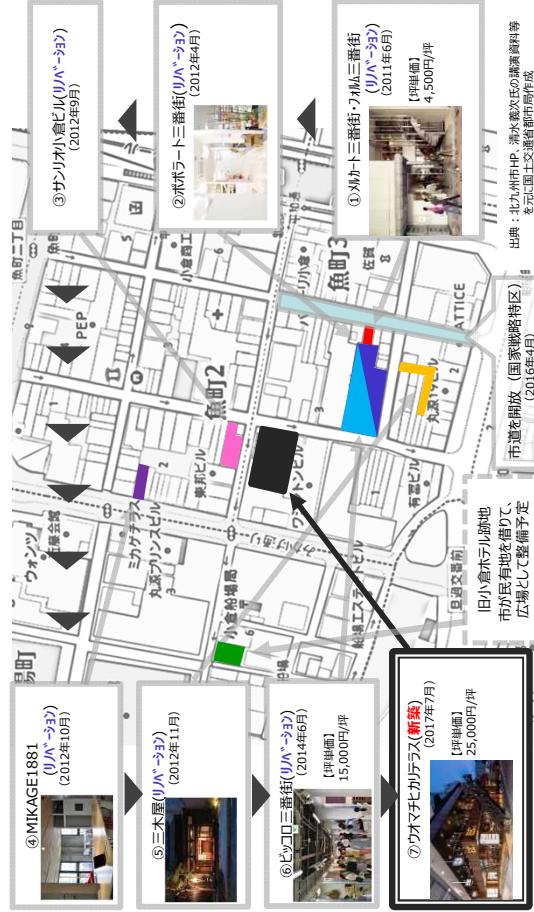
約40万円/m²（2016） → 約42万円/m²（2018）（**+2万円**）



リノベーション前

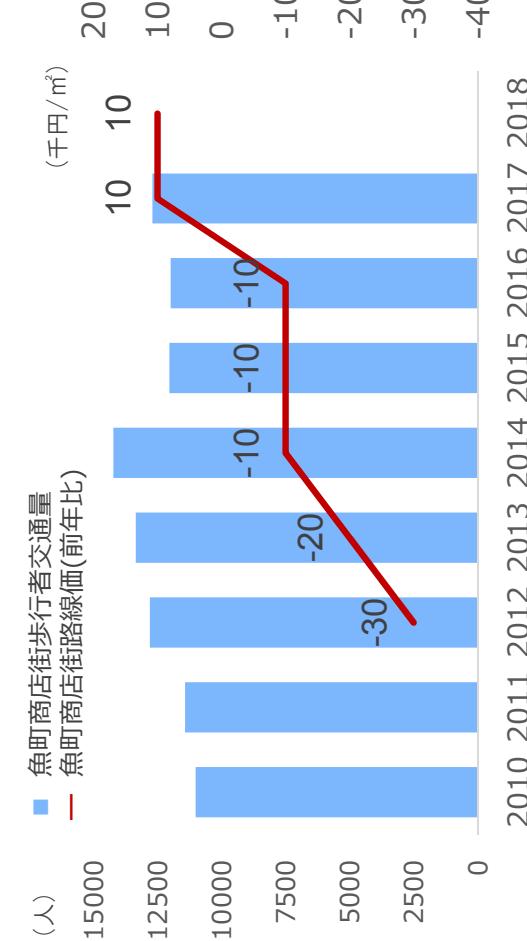


リノベーション後（メリカート三番街）



出典：北九州H&P、清水建設が作成

元に国土交通省都市局作成



2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018

7. 官民パートナーシップの都市空間創造

④ 都市再生機構によるまちづくり支援

- 各地域が抱える喫緊の課題に対応したまちづくりを促進するため、独立行政法人都市再生機構（UR）が持つ人材やノウハウ、技術力等を活用して、各地域のまちづくりに対するコーディネート支援を強化します。

都市再生コーディネート等推進事業

【支援対象となる取組】

中立・公平性、豊富な事業経験を有するURが実施する、まちづくりに関する構想・計画策定や事業化へ向けた合意形成に係るコーディネートを支援。

まちづくりが進まない主な課題

- ・権利調整や合意形成が困難
- ・入り口、マツワードの不足

URによるコーディネート

- ▷ まちづくりのシナリオづくり
- ▷ 事業スキーム検討、合意形成支援
- ▷ 民間事業者の誘導方策検討



事業の推進

- ・計画見直しによる事業のリスタート
- ・遊休化していた市有地への民間誘導

I. 都市行政の「主な政策ツール」

1. 都市の「国際競争力強化」等のためのまちづくり

2. 地方都市等における「コンパクトシティ」実現のためのまちづくり（拡充）

公共公益施設等再編にかかる「広域連携」まちづくりへの支援を追加

- ・コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指し、公共公益施設等の再編を複数の市町村間で連携して広域的に実施する場合のコーディネート支援を追加

3. 防災性向上による「安全・安心」なまちづくり（拡充）

南海トラフ巨大地震対策としての「事前防災」まちづくりへの支援を追加

- ・南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における津波対策などへ対応した事前防災まちづくりに係るコーディネート支援の強化

4. 事業完了後の「エリアマネジメント」（新設）

事業完了後の「エリアマネジメント」の取組への支援を新設

- ・URによる事業完了後、エリアマネジメントを実施する民間主体のまちづくり組織の立ち上がりに向けたコーディネート支援を追加

8. 安全・安心なまちづくり

① 都市防災対策、災害復旧

- 切迫性の高い大規模災害に対し、先手を打了た事前対策を実施するとともに、復興まちづくりへの支援により安全・安心なまちづくりを推進します。

○ 地震や水害に強いまちづくり、逃げられるまちづくりの推進

- ・ 地域の避難路、避難地、避難施設（津波避難タワー）、備蓄倉庫の整備やナザードマップの作成など災害リスクの見える化、住民による自主的な防災まちづくりを支援



津波避難タワー

□ 都市防災総合推進事業
□ 密集市街地総合防災事業
□ 都市防災総合推進事業

○ 復興事前準備の推進

- ・ 地方公共団体における復興に関する体制や手順の検討などの復興まちづくりの事前準備の推進



○ 防災のための集団移転の促進

- ・ 災害の危険性が高い地域から安全な地域への集団移転を支援

□ 防災集団移転促進事業



○ 災害からの復旧・復興まちづくり

- ・ 被災した公園の災害復旧やまちなかに堆積した土砂の排除を支援

□ 都市災害復旧事業



堆積した土砂の排除

- ・ 被災地における復興まちづくり計画の策定や再度災害防止のための避難路や避難施設の整備を支援

□ 都市防災総合推進事業

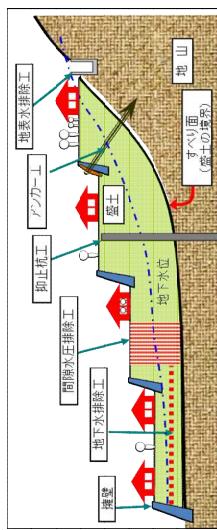


避難路整備のイメージ

○ 盛土の崩落や宅地の液状化への対策の推進

- ・ 盛土マップや液状化マップの作成、危険な盛土の崩落対策工事の実施を支援

□ 宅地耐震化推進事業



崩落対策工事のイメージ

8. 安心・安心なまちづくり

② 盛土の崩落や宅地の液状化の事前対策の推進

【事前対策の流れ】

Step1 盛土・液状化マップの作成

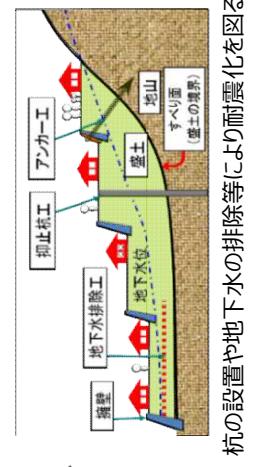


Step2 変状の監視・調査



変状の確認や地盤調査等により宅地ごとの安全性を調査し、危険な宅地を抽出する

Step3 対策工事の実施



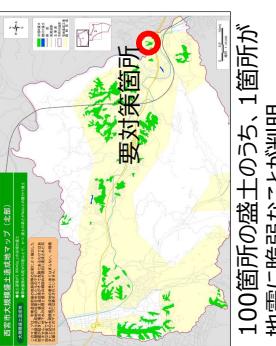
I. 都市行政の「主な政策ツール」

【先進的な取組事例】

兵庫県西宮市による取組事例

- 阪神・淡路大震災を契機に、盛土マップに掲載された市内100箇所の調査を行い、変状が発生している1箇所の要対策箇所が判明。
- 23回の住民説明会を実施し、地元住民の「斜面対策協議会」において、工事への合意形成を図った。
- 2017年7月に工事着手、2018年10月に対策工事を完了。

西宮市の盛土マップ



対策工事の実施状況



斜面の強化や地下水の排除を行い、宅地の耐震化を図った

大阪府岬町による取組事例

- 2009年度、地元自治会より擁壁より擁壁の亀裂等の変状の通報をうけて応急処置を実施。
- 2013年度より、当該箇所が防災上重要な道路(府道岬加太港線)に隣接していることも踏まえ、調査及び対策を検討。
- 2016年6月に工事着手、2017年3月に対策工事を完了。

通報により判明した宅地の変状



擁壁上部に亀裂が発生

対策工事の実施状況



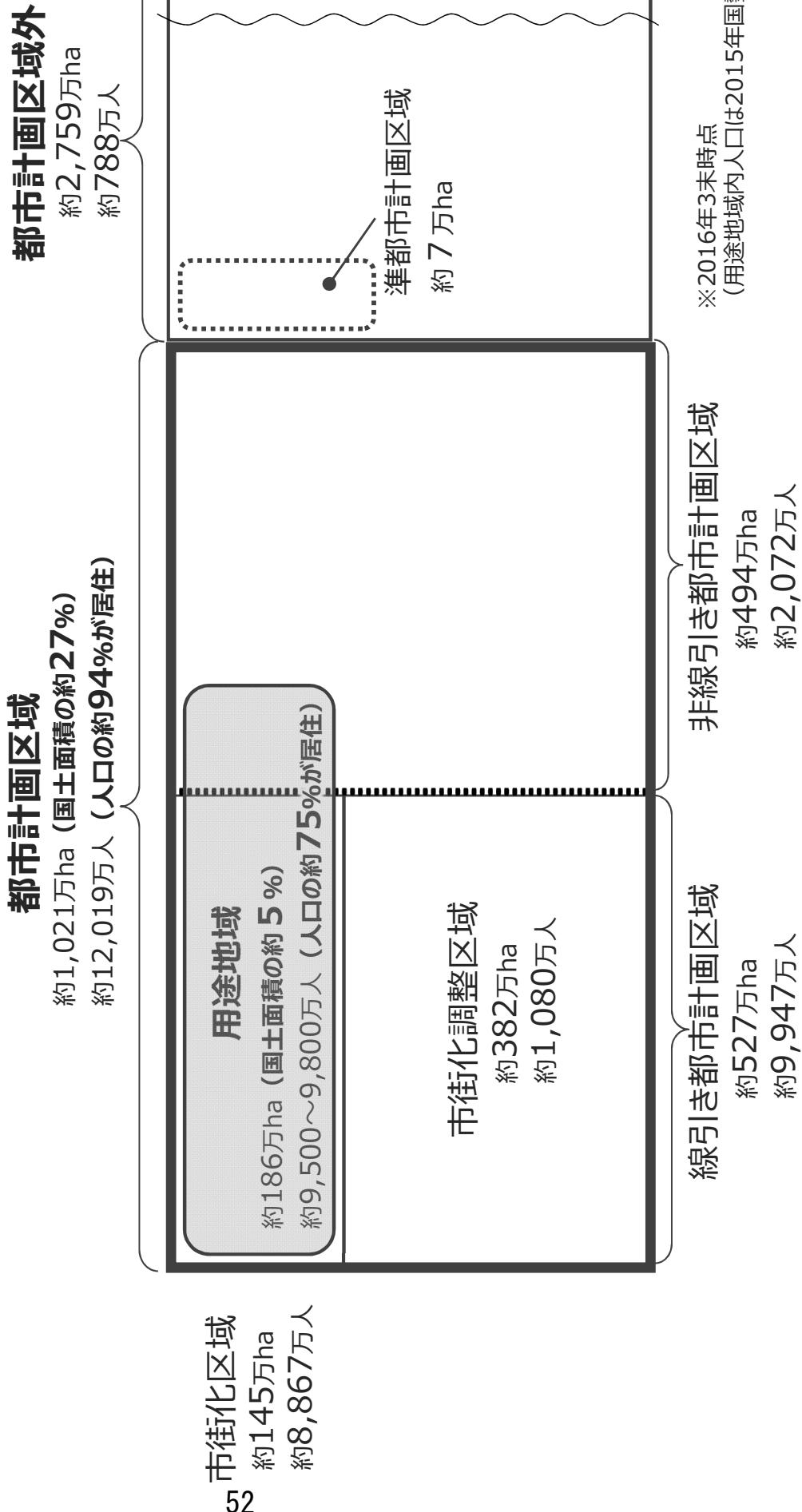
アンカー設置による斜面の安定化、幹線道路の保全を図った

●都市局施策集

II. 数字で見る「都市」

「用途地域」に人口の3/4が居住

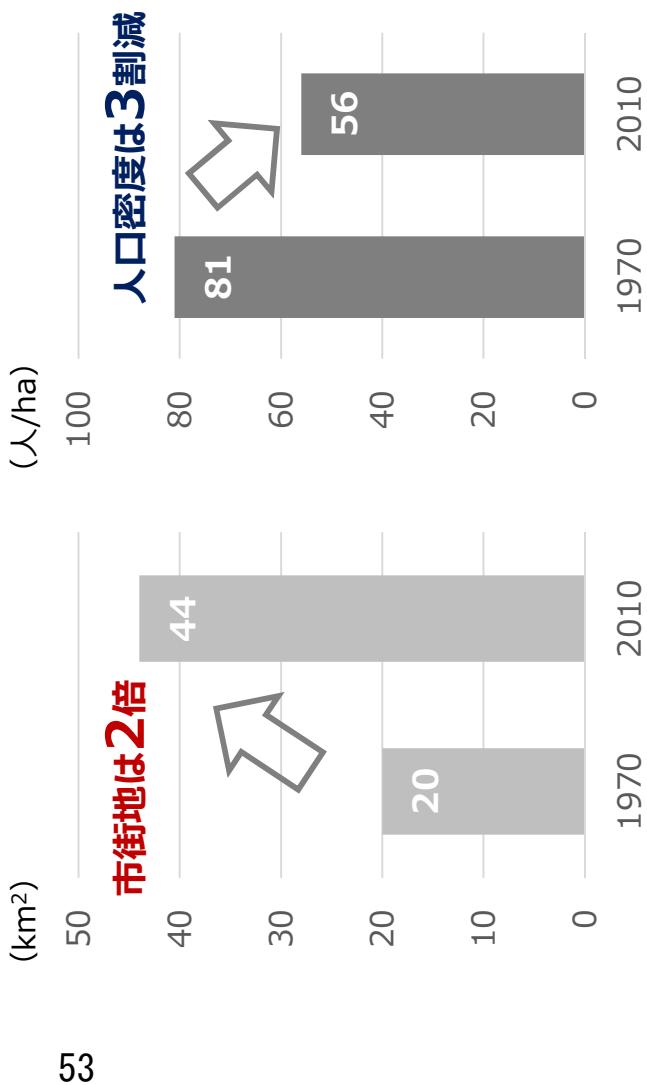
- 我が国の、面積ベースで約5%の「用途地域」に、人口ベースで約75%が居住しています。
面積ベースで約30%の「都市計画区域」に、人口ベースで約94%が居住しています。



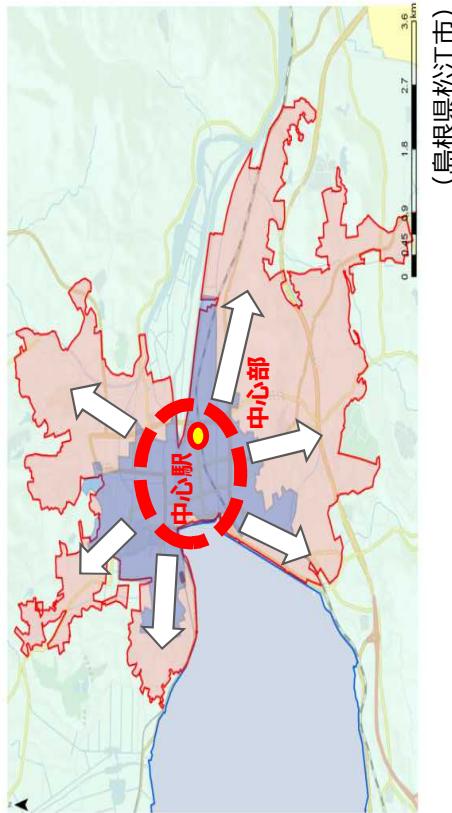
地方都市では市街地が拡散し、低密度に

- これまで、人口の増加とともに市街地は郊外へと急速に拡大してきました。地方圏の県庁所在都市では、2010年までの40年間で、市街地が2倍に拡大しているのにに対し、市街地の人口密度は3割低下しました。
- 今後、人口減少と高齢化が加速することで、拡大した市街地に高齢者などがまばらに居住する状況となる懸念があります。

市街地は拡散し、人口は低密度に



地方都市では中心部から郊外部に向けて拡散



1960年 人口集中地区
2005年 人口集中地区

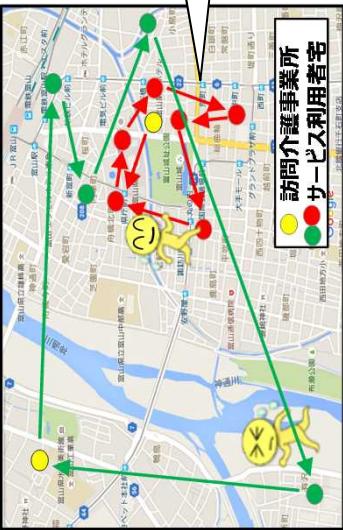
コシバケト・バス・ネットワークにより生産性を向上

- 経済活動の装置である都市のコンパクト化、密度アップ、公共交通の利便性向上により、サービス産業の生産性の向上や、行政コストの削減などが図られています。

一定密度の集約型市街地に ～サービス産業の生産性向上～

ホームヘルパーの1人当たりのサービス提供量が4割増加

(※富山市モデルをもとに試算)



公共交通を利用しやすいまちに ～中心市街地の再興に～

公共交通を利用しやすいまちに
～中心市街地の再興に～

中心市街地の消費額を30億円増加

(※富山市モデルをもとに試算)

	マイカー	公共交通
中心市街地での平均滞在時間(分/日)	113分	128分
来街時に2店舗以上立ち寄る人の割合	30%	47%
中心市街地での平均消費金額(円/日・人)	9,207円	12,102円

(出典：富山市資料)

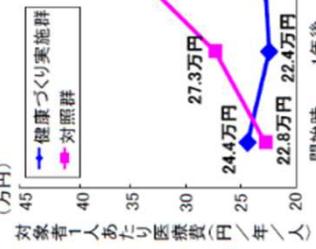
公共交通利用者は、まちなかでの滞在時間が長く、消費が多い

高齢者一人ひとりが元気に ～地方財政の健全化へ～

必要となる医療費を10億円削減

(※見附市モデルをもとに試算)

運動する人は、運動しない人より年間10万円も医療費が低い



(出典：筑波大学久野教授資料)

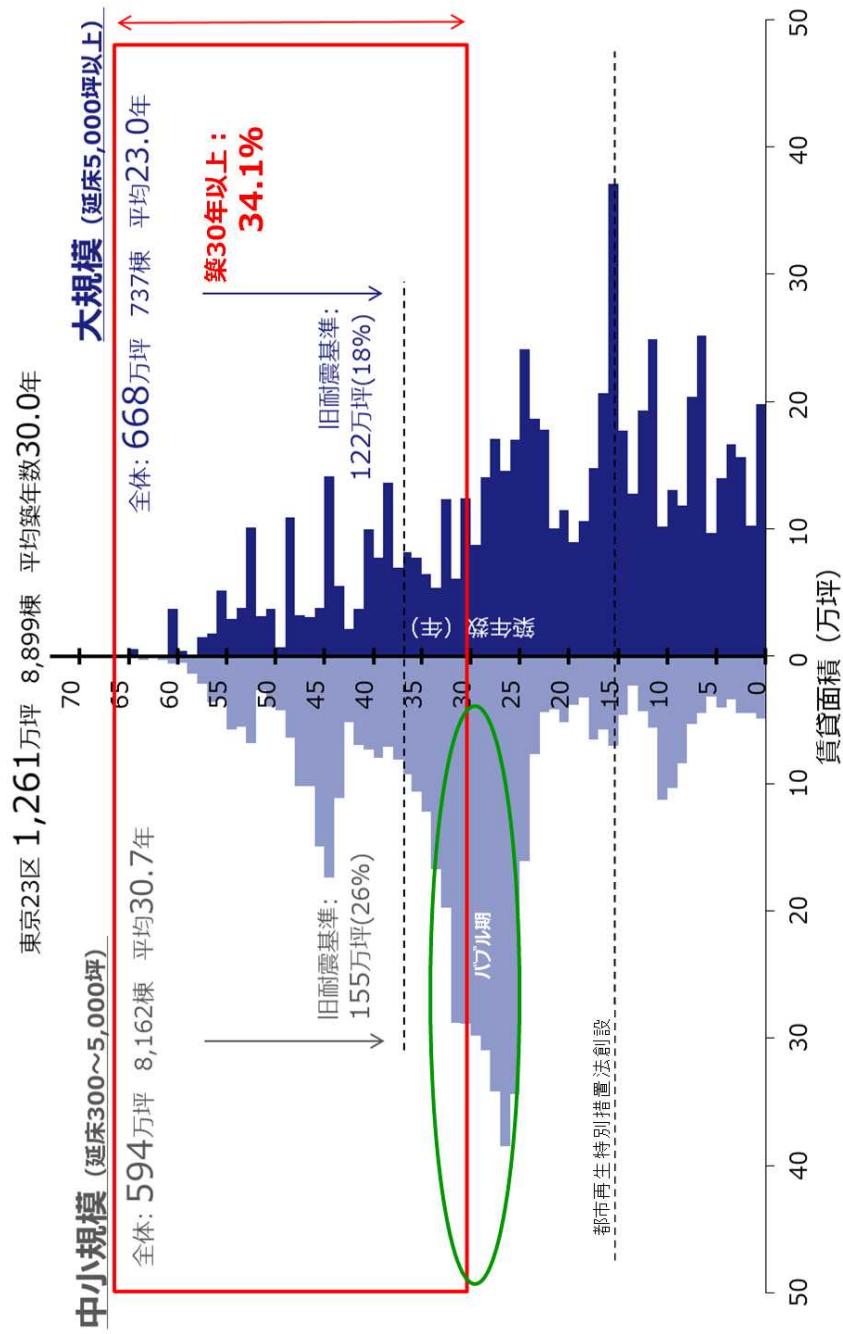
注：数値はいずれも一定の仮定を置いて試算したもの。

II. 数字で見る「都市」

進む建築物ストックの老朽化

- 都市の競争力や防災性、快適性を阻害する老朽化ストックの存在は、今後の大きな課題です。
- 今後、バブル期に大量供給された中小規模のストックが老朽化を迎えるため、優良ストックへの転換が求められます。

東京23区のオフィスでは、築30年以上の老朽ストックが1/3以上を占める



II. 数字で見る「都市」

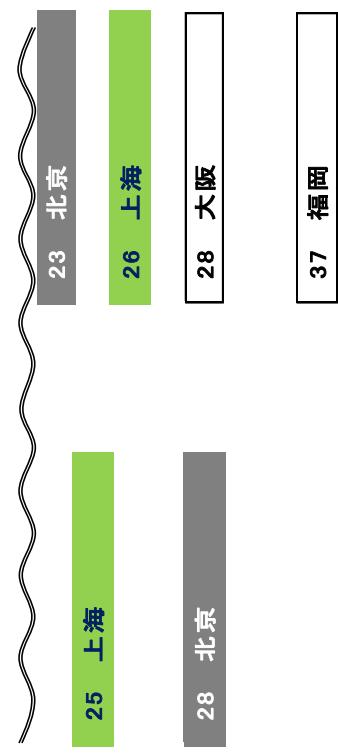
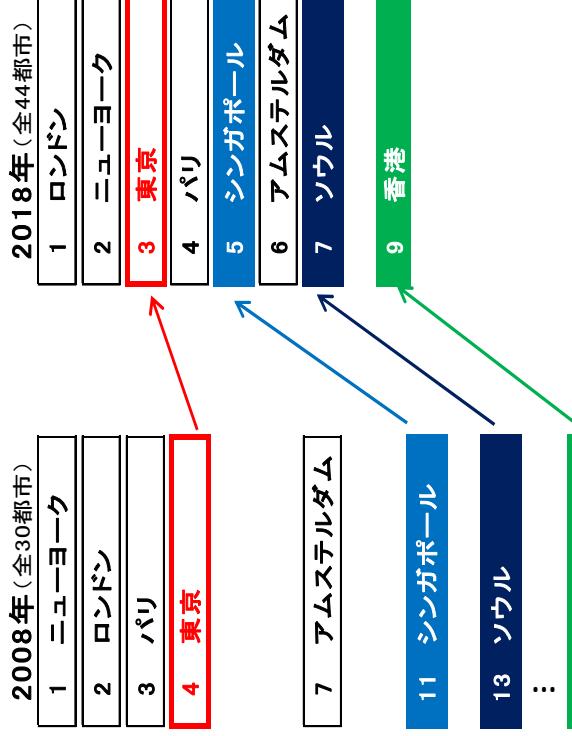
機能的老朽化ストック※も約6割を占める



追い上げられる「東京」、求められる「総合力」

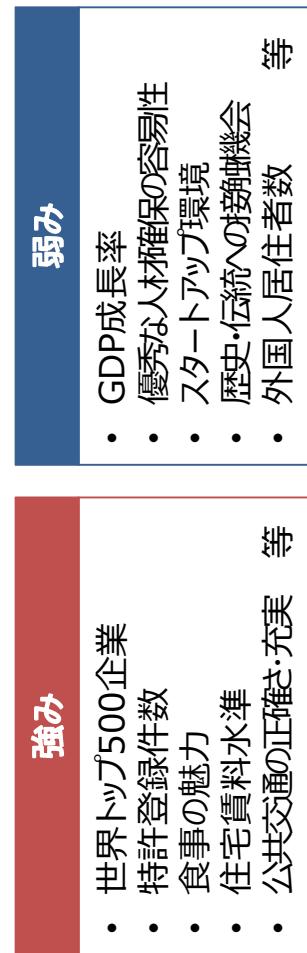
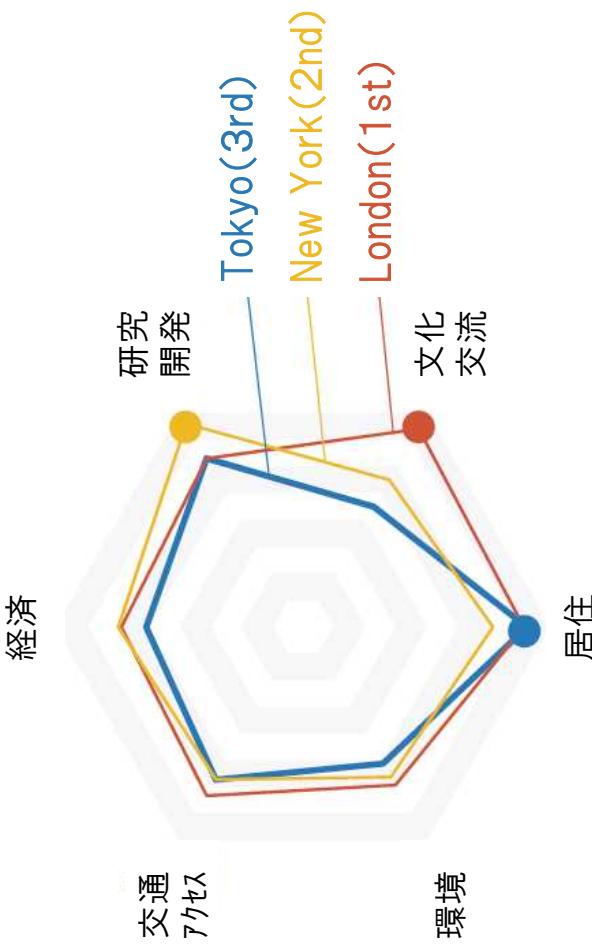
- 東京は「都市総合力ランキング」3位とされているものの、シンガポールなどに追い上げられており、アジアでの都市間競争を勝ち抜くには、強みを磨き、弱みを克服する「総合力」が求められています。

「都市総合力」でアジアの他都市に追い上げられる東京



II. 数字で見る「都市」

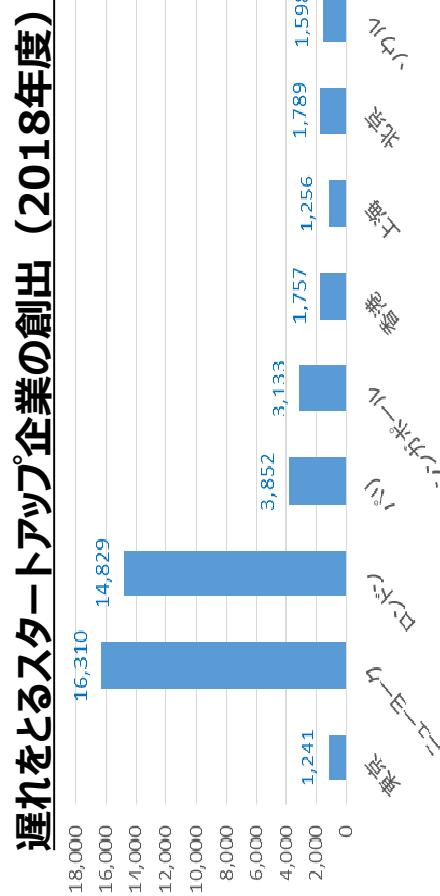
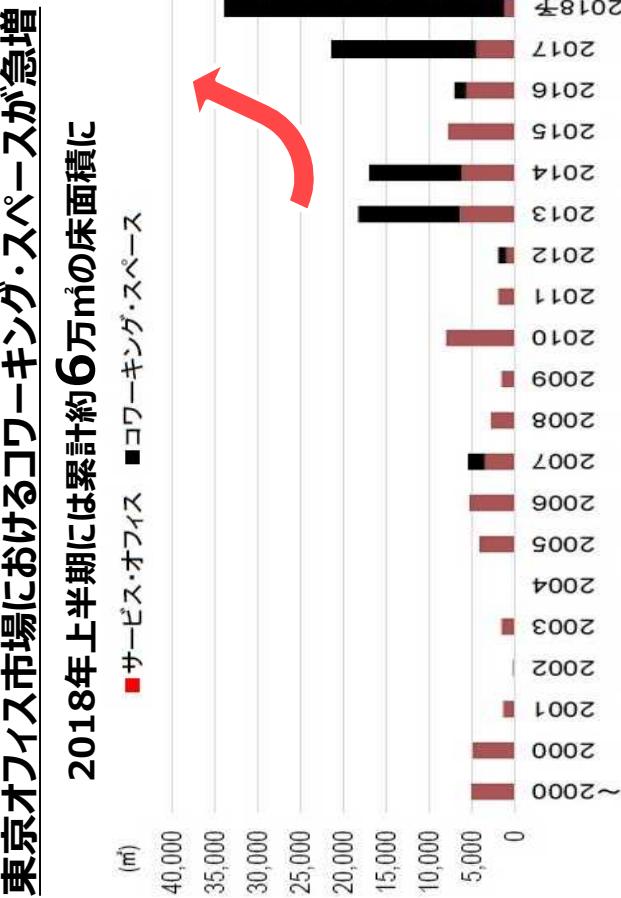
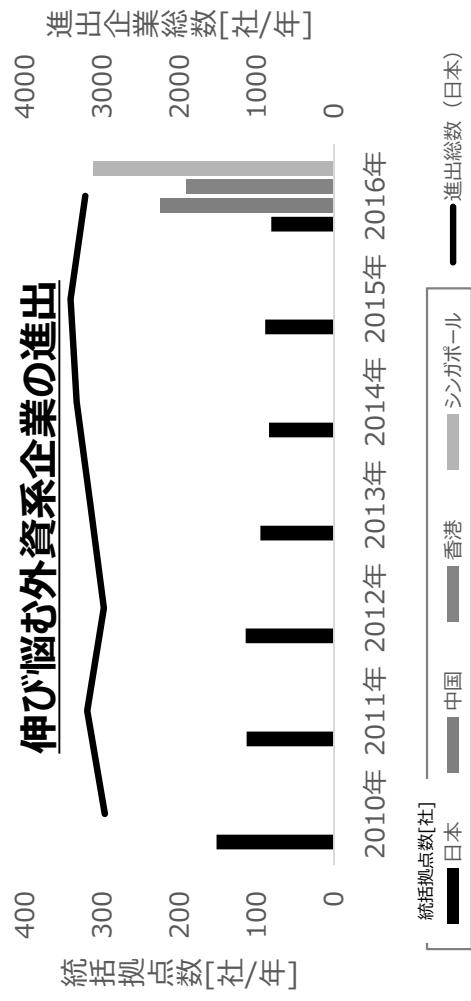
上位のロンドン、NYと比べて「総合力」に劣る東京



出典) 森記念財団「世界の都市総合力ランキング2018」

多様なオフィス空間の創出

- 東京をはじめとする我が国都市は、海外からの人材・企業の進出やスタートアップ企業の創出などが伸び悩んでおり、多様なオフィス・ニーズへの対応が求められます。



土地区画整理事業は「コンパクト」かつ「スピーディ」に

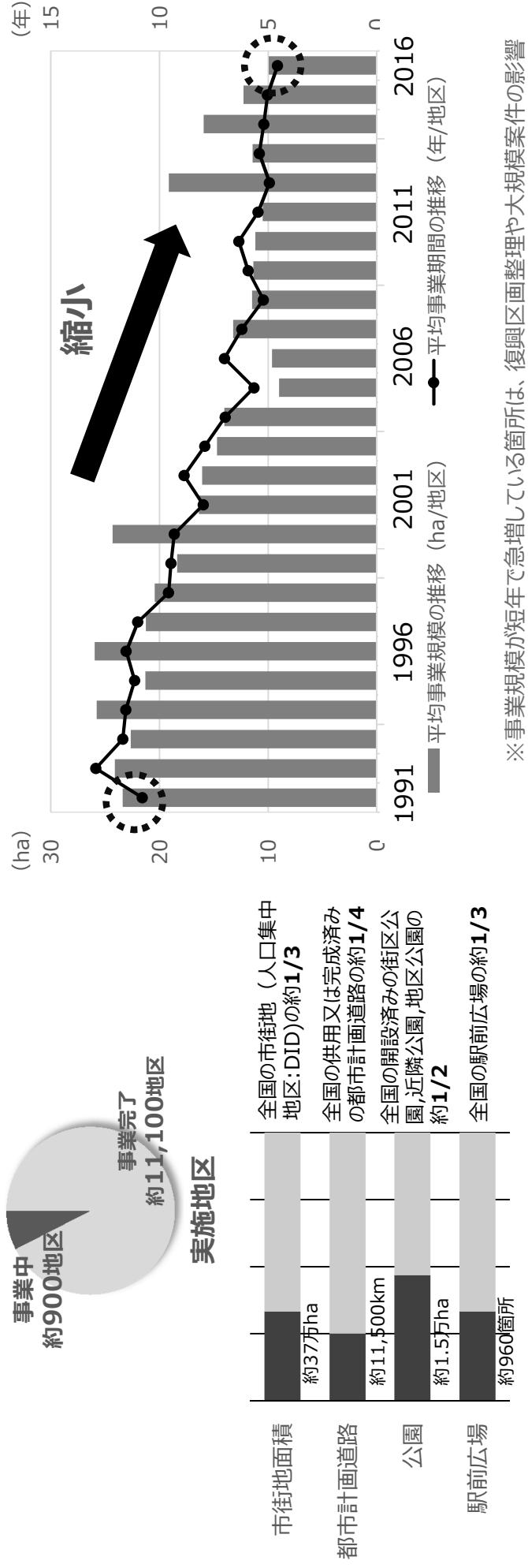
- 全国で約12,000箇所(約37万ha)の事業に着手し、現在、約900地区(約3.2万ha)を施行しています。
- コンパクトなまちづくりを進めるため既成市街地の再生に活用される区画整理は、既存ストックや土地の利用状況を勘案し、整備内容を絞り、土地の入替え等を主眼に機動的に実施しています。
- そのため、全国における土地区画整理事業の施行実績をみると、より小規模・短期間で実施される傾向にあります。

土地区画整理事業の実績(2015年度末)

事業中
約900地区

事業完了
約11,100地区

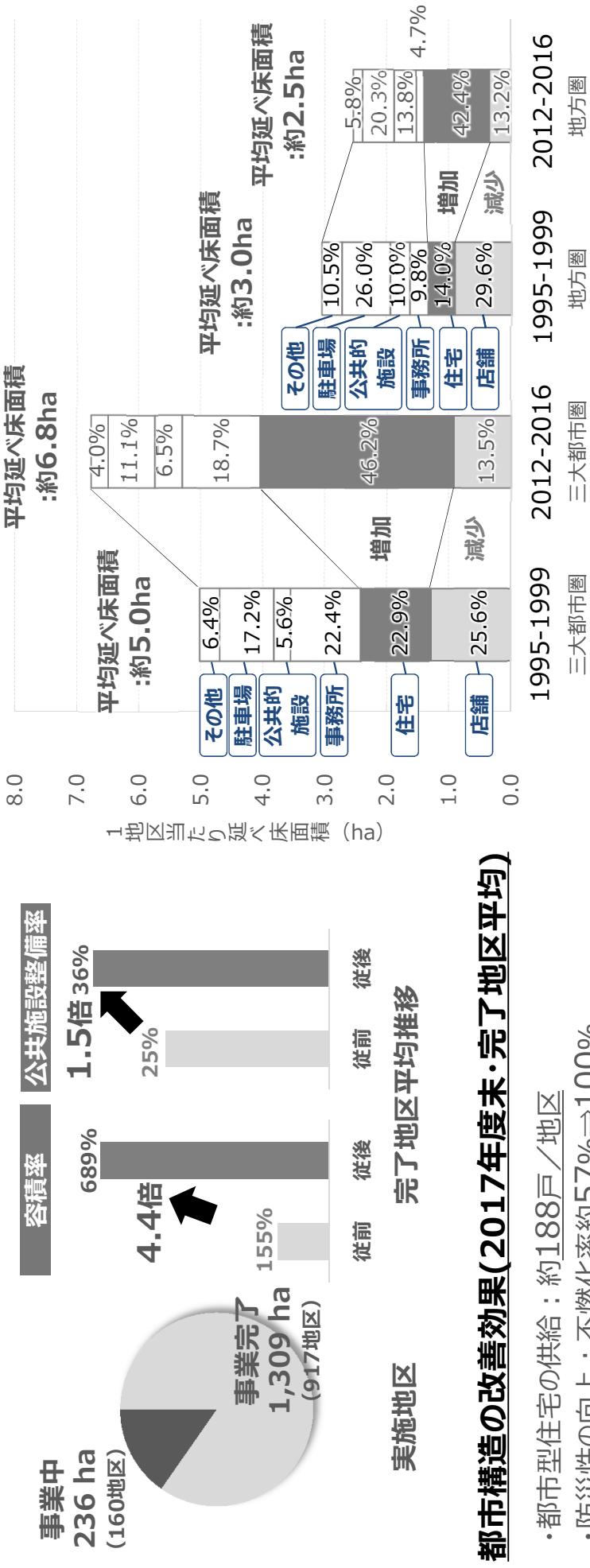
実施地区



市街地再開発は地域のニーズに応じて用途が変化

- 全国で1,077地区(1,545ha)の事業に着手し、現在、917地区(1,309ha)を施行しています。
 - 一地区当たりの平均延べ床面積では、住宅が減少しています。地方圏では、公共的施設が増加するなど、事業ニーズに応じて用途構成が変化しています。

市街地再開発事業の実績・効果(2017年度末)



都帯構造の改善効果(2017年度末:元) 地図半頁)

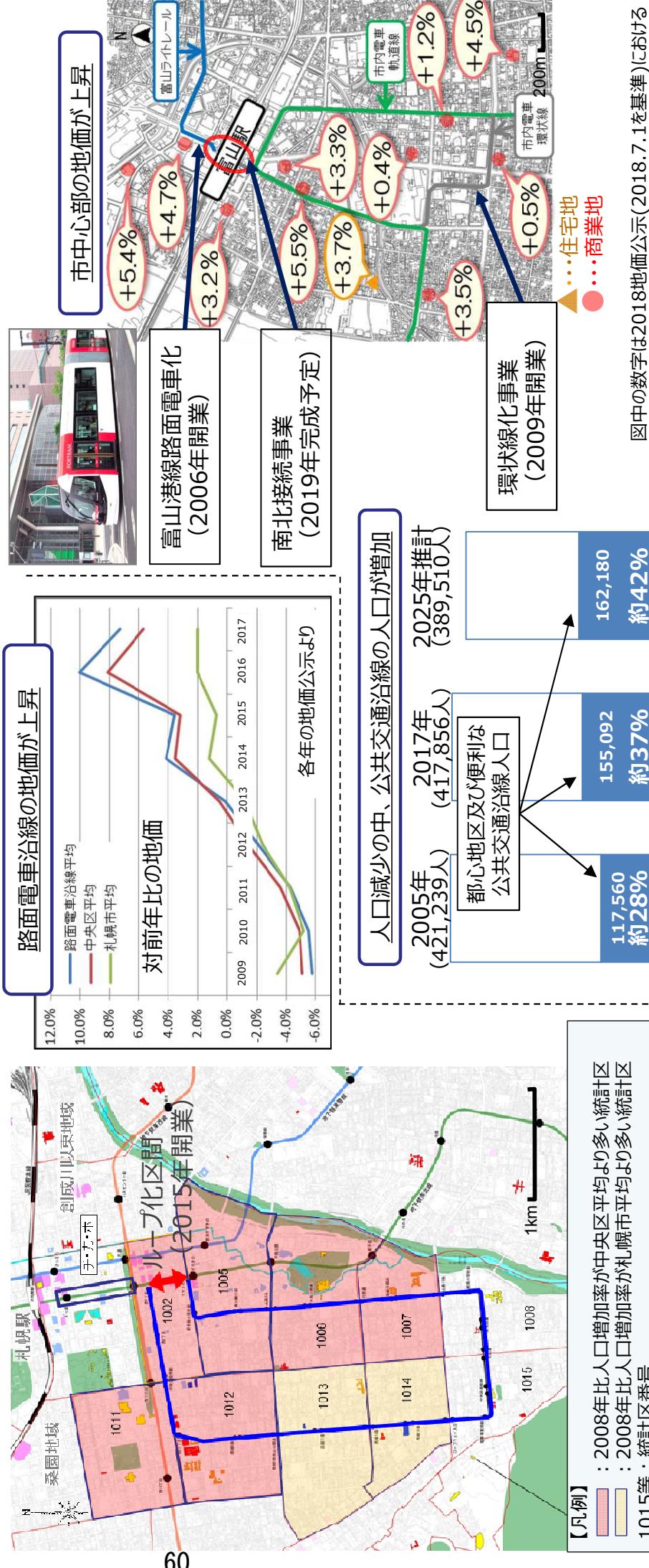
・都市型住宅の供給：約188戸／地区

・防災性の向上：不燃化率約57%⇒100%

公共交通の整備による都市の再生

- 公共交通の整備は、便利で快適な都市をつくり、沿線への居住誘導を促進します。
 - 公共交通の沿線においては、人口の増加や地価の上昇など、大きな効果がみられます。

札幌市：路面電車ループ化事業等による効果



札幌市住民基本台帳（2008年、2017年）より

※2025年推計は、富川市将来人口推計報告書（2005）による

図中の数字は2018地価公示(2018.7.1を基準)における
地価の前年度比上昇率

III. 数字で見る「都市」

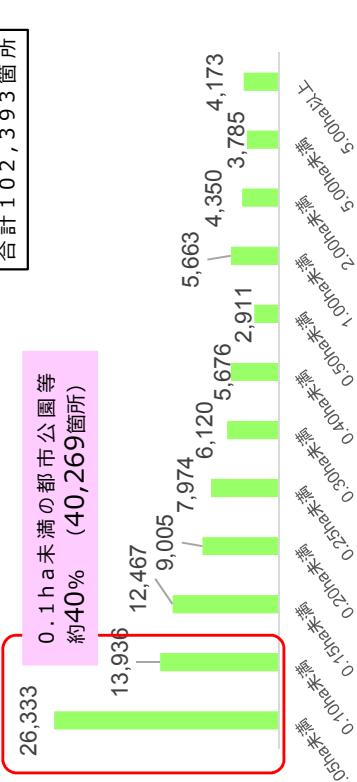
「都市に潤いを」、ポイントは小規模公園の再生

- 我が国の都市公園は、一定量の整備がなされましたが、公園の老朽化が進行し、維持管理費の確保が困難になりますなど、ストックのマネジメントが必要となっています。
- 小規模な都市公園が多くを占めますが、小規模な公園は利用者の満足度が低くなる傾向にあり、これらの魅力を向上させる取組の充実が求められています。

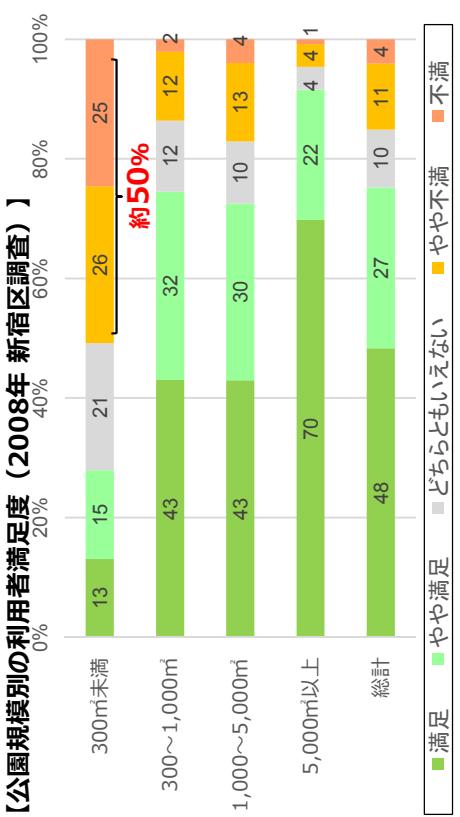
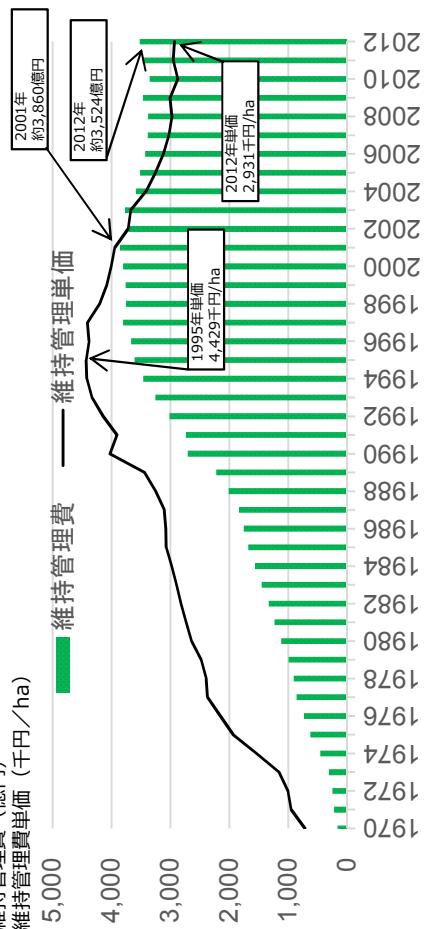
【都市公園等の設置経過年数】



【面積区分毎の都市公園等箇所数】



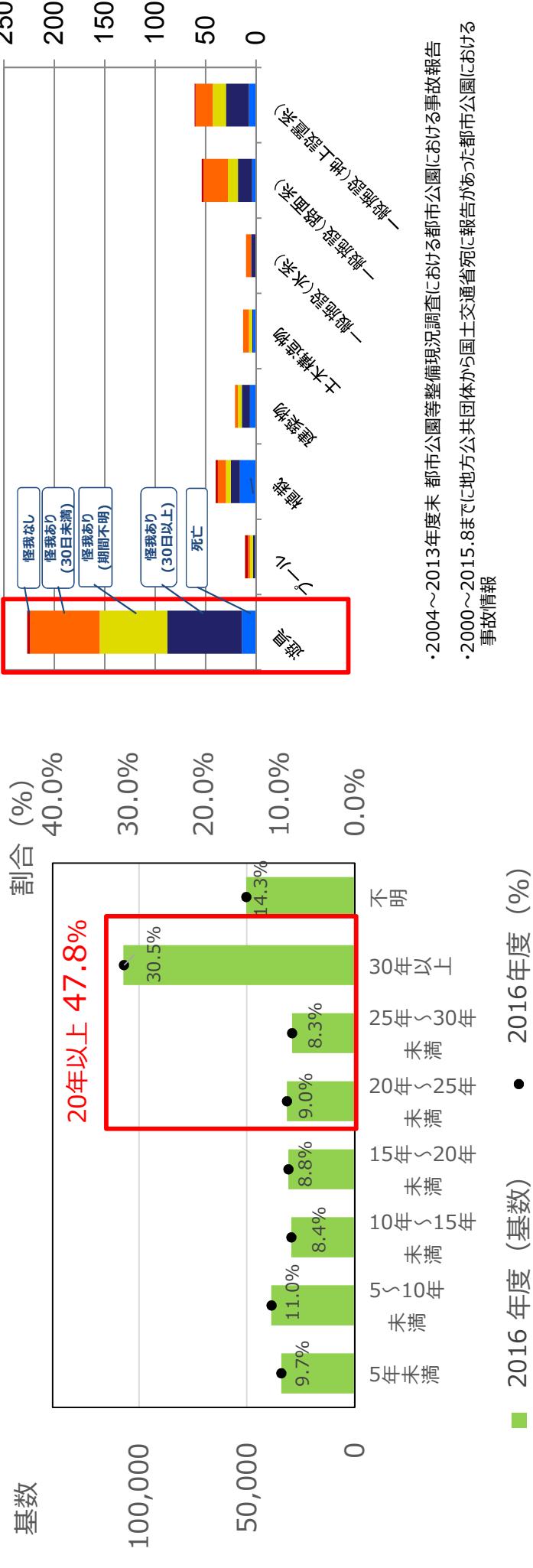
【都市公園等の維持管理費の推移】



公園施設（遊具）の老朽化

- 公園施設のうち、特に遊具について（は設置から20年以上経過したもののが約5割）と、多くが標準使用期間※を超過しており、遊具による重大事故も継続的に発生しています。
※ 鉄製：概ね15年、木製：概ね10年
- 長寿命化計画に基づく予防保全型の施設管理により、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を行いながら、適切な点検・修繕を徹底し、利用者の安全確保を推進しています。

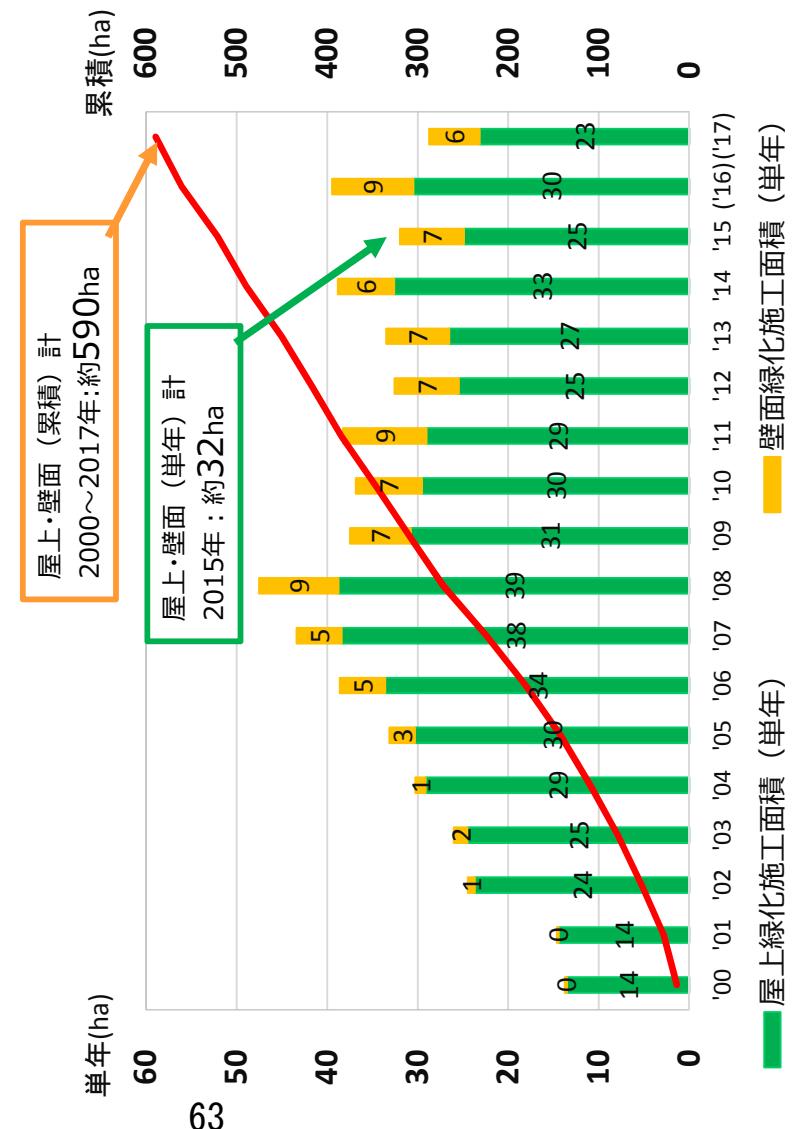
設置から20年以上経過したものが約5割存在
(2016年度時点の基数ベース)



民間による緑化が公共に匹敵する「都市の緑」を創出

- 都市ではまだ緑が不足しており、都市緑化の推進が求められています。
- 近年では、都市再開発事業等による民間の緑化が、公共が整備する緑に匹敵する規模の緑を創出しており、民間による緑化の重要性が大きくなっています。

18年間で約600haを市民緑化



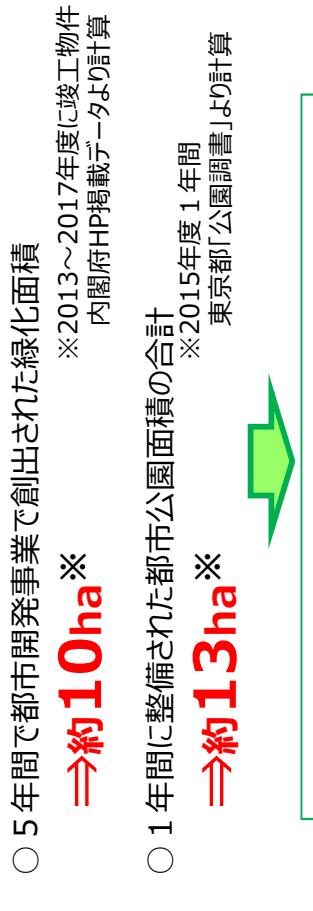
○東京都内の比較



建築敷地における緑地の増加
(2000～2013年度) (東京都データ)

東京都内の都市公園面積の増加
(2000～2013年度) (国交省データ)

○東京23区内の比較



5年間に大規模開発で創出された緑地面積は、1年間の都市公園整備面積に匹敵

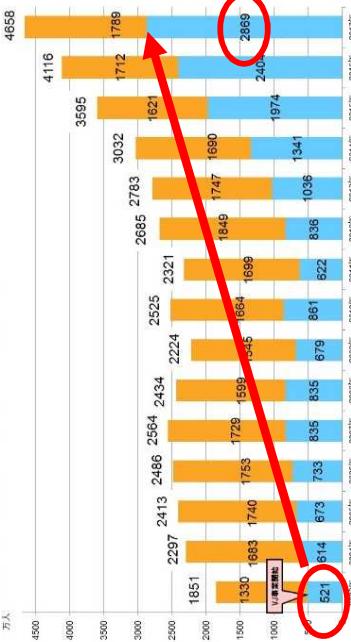
II. 数字で見る「都市」

景観・歴史まちづくりによる地域活性化

- 訪日外国人観光客数(は521万人(2003年)→2,869万人(2017年))に増加しています。
- 「自然観光地を訪れる」「歴史的な街並みを楽しむ」ことは、観光地でしたいことの上位に位置づけられています。
- 景観・歴史まちづくり施策(は観光を通じた地域活性化の重要な要素となっています。

背景

訪日外国人観光客数の増加



外的効果

外国人宿泊者数の増加（高山市）

- まちなみ景観を阻害している電線等を地中化するとともに、車道、側溝等について美化化。
- 市街地景観保存区域内の建造物や景観重要建造物の外観修景等に要する経費を助成。



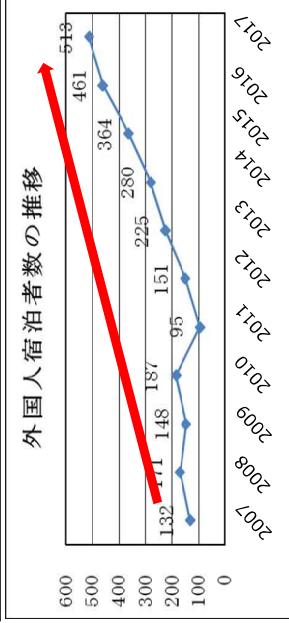
内的効果

市民の社会活動の活性化（小布施町）

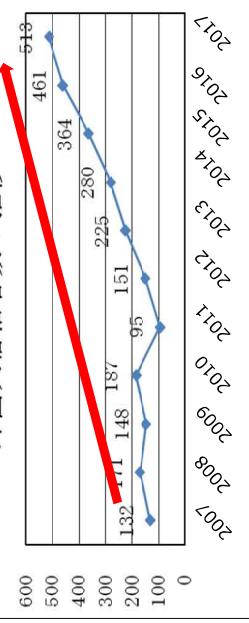
- 官民連携で行われた古民家の改修事業をきっかけに、住民の景観まちづくりの意識が向上。
- 住民の意識の高まりに伴い、個人の庭を開放し、花を介した人ととの交流を深め、豊かな生活文化を築くことを目的としたオーフンガーデン事業を実施。



外国人宿泊者数が、約13万人（2007年）から約51万人（2017年）に増加



オーフンガーデン数が、2000年から2014年までに約2.5倍増加し、市民参加の活動が活性化



外国人観光客数の日本へのニーズ

地方観光地でしたいこと(%・複数回答)

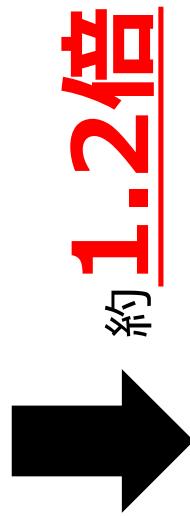
順位	選択肢	全体	アジア	欧米豪
1	温泉を楽しむ	56	59	41
2	自然観光地を訪れる	56	58	46
3	郷土料理を食べる	54	55	48
4	歴史的な街並みを楽しむ	50	50	48
5	歴史的な建造物(寺や神社、城など)や遺跡を訪れる	49	49	49
11	伝統芸能や文化を楽しむ	37	36	38
12	その土地の祭りを楽しむ	35	35	38

出典:アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査(平成29年度版)
(日本政策投資銀行・日本交通公社)

プロジェクション・マッピングでまちを活性化

- 「OSAKA光のルネサンス」では、プログラムの一つとして、プロジェクション・マッピングを実施した結果、来場者の増加につながっています。

約226万人（2016年度）



約273万人※（2017年度）



大阪市中央公会堂のプロジェクション・マッピング

【OSAKA光のルネサンス2017概要】

- ・水都大阪のシンボル、中之島で繰り広げられる光のアートフェスティバル
- ・主催者等：大阪・光の饗宴実行委員会（大阪府、大阪市、関西経済連合会等）
- ・開催期間：2017年12月14日～25日（プレビュー点灯 2017年11月12日～13日）
- ・開催場所：大阪市役所周辺から中之島公園

※2017年11月12日（日曜日）から2017年12月31日（日曜日）までにおける来場者数を合計

地震の度に発生する宅地被害、事前対策の推進が必要

- 頻発する地震に備え、宅地被害を防止・軽減するための宅地の耐震化が必要です。
- 特に造成年代が古い盛土造成地(は地震に脆弱なものが多い)と考えられており、変状の点検や事前対策が急務となっています。

地震ごとの被災宅地危険度判定結果

地震名	発生日	最大震度	被災宅地件数※
阪神・淡路大震災	<u>1995.1.17</u>	<u>7</u>	<u>1,874</u>
鳥取県西部地震	2000.10.6	6 強	294
新潟県中越地震	<u>2004.10.23</u>	<u>7</u>	<u>1,118</u>
福岡県西方沖地震	2005.3.20	6 弱	351
新潟県中越沖地震	2007.7.16	6 強	726
岩手・宮城内陸地震	2008.6.14	6 強	98
東日本大震災	<u>2011.3.11</u>	<u>7</u>	<u>3,592</u>
熊本地震	<u>2016.4.14</u>	<u>7</u>	<u>4,788</u>
鳥取県中部地震	2016.10.21	6 弱	617
島根県西部地震	2018.4.9	5 強	120
大阪府北部地震	2018.6.18	6 弱	58
北海道胆振東部地震	2018.9.6	7	59



(東日本大震災：宮城県仙台市)



(北海道胆振東部地震：札幌市)

造成年代が古い盛土造成地は地震に脆弱（東日本大震災での検証）

- ・ 滑動崩落による被害を受けた盛土造成地の多くは70年代以前に造成されています。
- ・ 一方で、2006年以降（技術基準の強化）に造成された盛土造成地では、滑動崩落被害は発生していません。

造成年代	1949年以前	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000～2005年	2006年～以降	合計
地区数	2 (1%)	7 (4%)	81 (45%)	46 (25%)	31 (17%)	10 (6%)	2 (1%)	0 (0%)	179

2006年～
宅地造成等規制法の改正
<技術基準の強化>

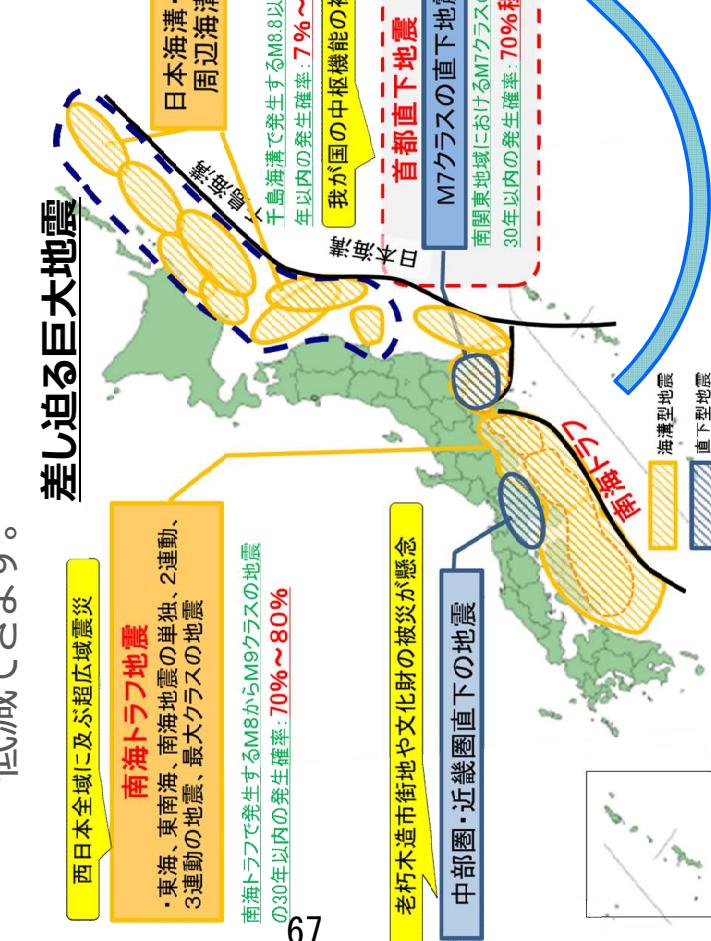
1998年～
宅防災マニアル第一次改訂
<宅地の耐震に関する記述の充実>

1966年～都市計画法
<宅地造成に関する規制の実施>

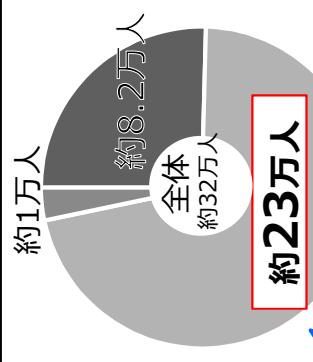
※「危険」+「要注意」と判定されたもの

差し迫る巨大地震と津波のリスク

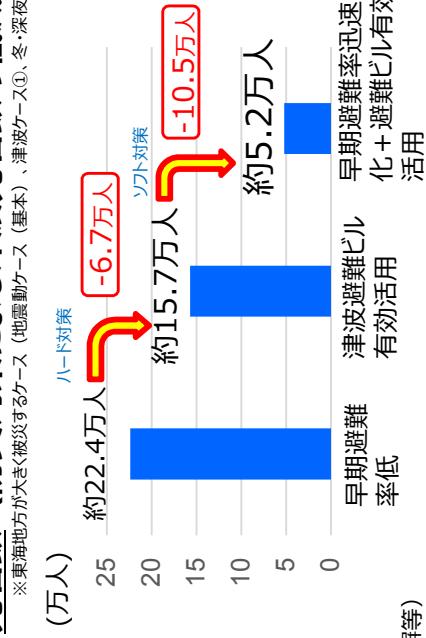
- 南海トラフ巨大地震等の巨大地震に対するリスクが差し迫っており、早急な事前対策が必要です。
- 津波対策については、津波避難タワー等のハード対策に加え、早期避難などとのソフト対策により犠牲者を低減できます。



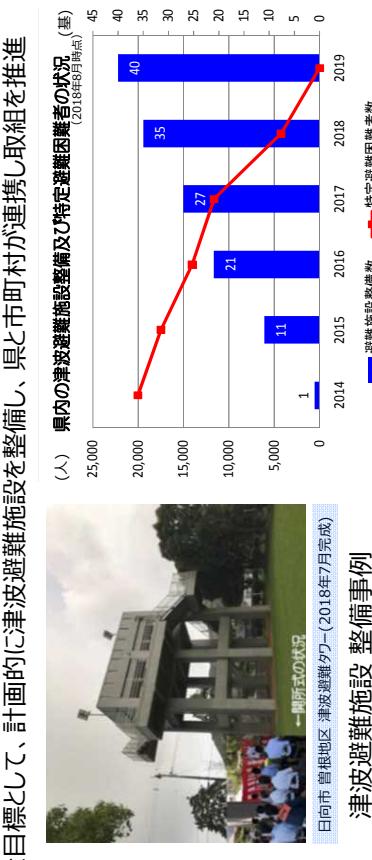
南海トラフ地震想定最大死者数



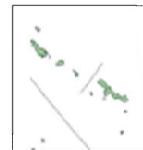
最大限の防災対策等を見込んだ場合の想定死者数（防災対策による津波死者数の低減）



宮崎県の対策状況



(中央防災会議 防災対策推進会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループより国土交通省都市局作成)



※内閣府資料より国土交通省都市局作成

●問い合わせ先

●平成31年度都市局関係予算「主な新規・改正事項」

項目	担当課・連絡先
I. 1	都市安全課 (03-5253-8400)
I. 2	都市安全課 (03-5253-8400)
II. 3	都市計画課 (03-5253-8409)、市街地整備課 (03-5253-8412)
II. 4	都市政策課 (03-5253-8397)
III. 5	市街地整備課 (03-5253-8412)
III. 6	市街地整備課 (03-5253-8412)
III. 7	街路交通施設課 (03-5253-8415)
III. 8	市街地整備課 (03-5253-8412)
III. 9	まちづくり推進課 (03-5253-8405)
III. 10	市街地整備課 (03-5253-8412)、街路交通施設課 (03-5253-8415)
IV. 11	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
IV. 12	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
IV. 13	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
IV. 14	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
IV. 15	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
IV. 16	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
V. 17	総務課国際室 (03-5253-8955)
V. 18	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
参考. 19	街路交通施設課 (03-5253-8415)、公園緑地・景観課 (03-5253-8418)

●平成31年度都市局関係予算「都市局施策集」

項目	担当課・連絡先
I. 1	都市計画課 (03-5253-8409)
I. 2	まちづくり推進課 (03-5253-8406)
I. 3	市街地整備課 (03-5253-8412)
I. 4	街路交通施設課 (03-5253-8415)
I. 5	都市計画課 (03-5253-8409)、都市政策課 (03-5253-8422)
I. 6	公園緑地・景観課 (03-5253-8419)
I. 7	まちづくり推進課 (03-5253-8406)、公園緑地・景観課 (03-5253-8419)
I. 8	都市安全課 (03-5253-8400)

●参考（都市局関係各地方整備局窓口）

地方機関名	担当部課・連絡先
北海道開発局	事業振興部都市住宅課 (011-738-0234)
東北地方整備局 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	建設部都市・住宅整備課 (022-225-2016) 建設部計画管理課 (022-225-2014)
関東地方整備局 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)	建設部都市整備課 (048-600-1907) 建設部計画管理課 (048-600-1905)
北陸地方整備局 (新潟県、富山県、石川県)	建設部都市・住宅整備課 (025-280-8755) 建設部計画・建設産業課 (025-370-6571)
中部地方整備局 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)	建設部都市整備課 (052-953-8573) 建設部計画管理課 (052-953-8571)
近畿地方整備局 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县)	建設部都市整備課 (06-6942-1080) 建設部計画管理課 (06-6942-1056)
中国地方整備局 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	建設部都市・住宅整備課 (082-511-6194) 建設部計画・建設産業課 (082-511-6185)
四国地方整備局 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	建設部都市・住宅整備課 (087-811-8315) 建設部計画・建設産業課 (087-811-8314)
九州地方整備局 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	建設部都市整備課、 建設部計画管理課 (092-471-6331)
内閣府沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課 (098-866-1910)

(この冊子は、再生紙を使用しています。)